

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次ページ

規 則

○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

規 則

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第44号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2節 支庁」を「第2節 総合振興局等」に、「第1款 環境科学研究所センター」を「第4款 地質研究所（第156条―第160条）（第58条―第62条）」を「第1款 削除」に、「第5款 工業試験場（第161条―第164条）第6款 食品加工研究センター（第165条

第4款 削除

を第5款 削除に、「第2款 農業試験場（第187条―第192条）」を「第2款 削除」に、「第2款 水産試験場（第208条―第212条）」を「第2款 削除」に、「第4款 水産孵化場（第216条―第220条）」を「第4款 削除」に、「第6款 林産試験場（第224条―第228条）」を「第6款 削除」に、「第8款 林業試験場（第232条―第238

第9節 建設部に属する出先機関

条）」を「第8款 削除」に、「第1款 削除」を「第2款 北方建築総合研究所（第253条―第262条）」を「第9節 削除」に、「支庁長」を「総合振興局長等」に、「第1目 保健福祉事務所（第

第6目 森づくりセンター（第

第7目 土木現業所（第270条の2―第262条の12）」を「第1目 削除」に、「第2款 保健福祉事務所の長の所管第3款 土木現業所の長の所管に属

270条の2―第270条の7）

第6目 削除

8―第270条の18）

第7目 削除

に属する出先機関（第270条の19―第270条の22）

を

第8目 食肉衛生検査所（第270

する出先機関（第271条―第273条）

」

第2款 削除

に改める。

条の19―第270条の22）

」

第5条第2項の表総務部の項中「行政改革局」を「大学法人運営支援室 行政改革局」に改め、同表環境生活部の項中「環境局 生活局」を「アイヌ政策推進室 環境局 暮らし安全局」に改め、同表保健福祉部の項中「保健医療局 福祉局 道立病院管理局」を「医療政策局 健康安全局 福祉局」に改め、同表経済部の項中「観光局」を「食関連産業振興室 観光局」に、「産業立地推進局」を「産業立地・エネルギー局」に改め、同表建設部の項中「土木局」を「空港港湾局 土木局」に改め、同条第3項の表を次のように改める。

局 名	室 名
科学 I T 振 興 局	総合研究機構運営支援室
新幹線・交通企画局	新幹線対策室
環 境 局	地球温暖化対策室
医 療 政 策 局	地域医師確保推進室 道立病院室
空 港 港 湾 局	空港活性化推進室

第6条第2項の表行政改革局の項中「行政改革課」を「行政改革課 法人団体課」に改め、同表危機対策局の項中「防災消防課」を「危機対策課」に改め、同表新幹線・交通企画局の項中「交通企画課」を「地域交通課」に改め、同表環境局の項中「環境政策課 環境保全課」を「環境推進課」に改め、同表生活局の項及び保健医療局の項を次のように改める。

く ら し 安 全 局	暮らし安全推進課 消費者安全課 道民活動文化振興課
医 療 政 策 局	医療薬務課

第6条第2項の表産業立地推進局の項中「産業立地推進局」を「産業立地・エネルギー局」に改め、同表建設管理局の項の次に次のように加える。

空 港 港 湾 局	物流港湾課
-----------	-------

第6条第3項の表防災消防課の項中「防 災 消 防 課」を「危 機 対 策 課」に

改める。

第 7 条第 2 項の総務部行政改革局の事項の前に次の 1 事項を加える。

総務部大学法人運営支援室

- (1) 北海道公立大学法人札幌医科大学の運営の推進管理に関すること。
- (2) 地方独立行政法人に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第 7 条第 2 項の総務部行政改革局の事項第 5 号を次のように改める。

- (5) 組合等の検査に関すること。

第 7 条第 2 項の総合政策部科学 I T 振興局の事項第 2 号を次のように改める。

- (2) 地方独立行政法人北海道立総合研究機構の運営の推進管理に関すること。

第 7 条第 2 項の総合政策部新幹線・交通企画局の事項に次の 1 号を加える。

- (3) 新千歳空港の24時間運用対策に関すること。

第 7 条第 2 項の総合政策部地域主権局の事項第 4 号を次のように改める。

- (4) 基礎自治体の強化に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。

第 7 条第 2 項の総合政策部地域主権局の事項の次に次の 1 事項を加える。

環境生活部アイヌ政策推進室

- (1) アイヌに係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3) アイヌ生活向上推進方策に関すること。

第 7 条第 2 項の環境生活部生活局の事項中「環境生活部生活局」を「環境生活部くらし安全局」に改める。

第 7 条第 2 項の保健福祉部保健医療局の事項中「保健福祉部保健医療局」を「保健福祉部医療政策局」に改め、第 2 号及び第 3 号を削り、第 4 号を第 2 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 道立の病院、精神科病院及び子ども総合医療・療育センターの経営に関すること。

第 7 条第 2 項の保健福祉部医療政策局の事項第 5 号及び第 6 号を削り、同事項の次に次の 1 事項を加える。

保健福祉部健康安全局

- (1) 公衆衛生の向上及び増進に関すること。
- (2) 生活衛生の向上及び増進に関すること。
- (3) 食品の安全性の確保に関すること。
- (4) 国民健康保険事業に関すること。

第 7 条第 2 項の保健福祉部道立病院管理局の事項を削り、同項の保健福祉部子ども未来推進局の事項の次に次の 1 事項を加える。

経済部食関連産業振興室

食関連産業の振興に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること（他部局の主管に属するものを除く。）。

第 7 条第 2 項の経済部商工局の事項第 2 号、第 3 号及び第 6 号中「こと」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加え、同項の経済部産業立地推進局の事項中「経済部産業立地推進局」を「経済部産業立地・エネルギー局」に改める。

第 7 条第 2 項の建設部建設管理局の事項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同事項の次に次の 1 事項を加える。

建設部空港港湾局

空港及び港湾に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第 7 条第 3 項を次のように改める。

3 第 5 条第 3 項に掲げる室の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部科学 I T 振興局総合研究機構運営支援室

地方独立行政法人北海道立総合研究機構の運営の推進管理に関すること。

総合政策部新幹線・交通企画局新幹線対策室

新幹線鉄道の建設の促進に関すること。

環境生活部環境局地球温暖化対策室

地球温暖化対策の推進に関すること。

保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室

地域の医療体制及び医師確保に関すること。

保健福祉部医療政策局道立病院室

道立の病院、精神科病院及び子ども総合医療・療育センターの経営に関すること。

建設部空港港湾局空港活性化推進室

- (1) 空港に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 地域の航空に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第 8 条の総務課の事項第 7 号中「支庁」を「総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。）」に改める。

第 8 条の 2 の行政改革課の事項中第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 7 号とし、第 10 号を第 8 号とし、同事項の次に次の 1 事項を加える。

法人団体課

- (1) 公益法人制度及び公益信託制度に係る事務に関すること。
- (2) 関与団体の運営指導に係る事務の総括に関すること。
- (3) 消費生活協同組合の検査に関すること。
- (4) 中小企業等協同組合及び信用保証協会の検査に関すること。
- (5) 農業協同組合、土地改良区その他農業関係団体の検査に関すること。
- (6) 水産業協同組合その他の水産関係団体の検査に関すること。
- (7) 森林組合の検査に関すること。

第 8 条の 3 第 1 項の職員厚生課の事項第 5 号中「及び」の次に「子ども手当並びに」を加

える。

第8条の5第1項の防災消防課の事項中「防災消防課」を「危機対策課」に改め、同事項に次の3号を加える。

- (12) 危機管理に関すること。
- (13) 国民保護法制に関すること。
- (14) 自衛隊及び駐留軍の基地に関連する問題の調整に関すること。

第8条の5第2項中「防災消防課」を「危機対策課」に改める。

第9条の2第1項の広報広聴課の事項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 道政の広報の総括、各種広報媒体の利用その他道政の広報に関すること。
- (2) 道政の広聴に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第9条の3の科学技術振興課の事項を次のように改める。

科学技術振興課

科学技術の振興に関すること。

第9条の4の交通企画課の事項中「交通企画課」を「地域交通課」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削る。

第10条第1項の市町村課の事項第11号を削る。

第10条の2の総務課の事項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とする。

第10条の3の環境政策課の事項中「環境政策課」を「環境推進課」に改め、第4号を削り、同事項第5号中「の審査及び指導」を削り、同事項中同号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を削り、同事項に次の8号を加える。

- (6) 公害の防止に係る企画及び総合調整に関すること。
- (7) 公害の防止に係る規制に関すること。
- (8) 公害の防止に係る指導及び調査に関すること。
- (9) 公害に係る苦情及び紛争の処理に関すること。
- (10) 特定工場の公害防止組織の整備に関すること。
- (11) 水道その他飲料水供給施設に関すること。
- (12) 飲料水の衛生に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
- (13) 苫小牧地方における環境の監視及び調査に関すること。

第10条の3の環境保全課の事項を削り、同条の循環型社会推進課の事項第7号を次のように改める。

- (7) 浄化槽に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。

第10条の3の循環型社会推進課の事項第8号及び第9号を削る。

第11条の見出しを「（環境生活部くらし安全局の課）」に改め、同条中「環境生活部生活局」を「環境生活部くらし安全局」に改め、同条のくらし安全課の事項中「くらし安全課」

を「くらし安全推進課」に改め、第4号から第8号までを削り、第9号を第4号とし、第10号から第12号までを5号ずつ繰り上げ、同事項に次の8号を加える。

- (8) 青少年に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (9) 青少年の健全育成に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 青少年の保護育成に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (11) 男女平等参画に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (12) 男女平等参画社会の形成の促進に関すること。
- (13) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
- (14) 要保護女子の保護更正に関すること。
- (15) 女性相談援助センターに関すること。

第11条のくらし安全推進課の事項の次に次の1事項を加える。

消費者安全課

- (1) 消費生活の安定及び向上のための企画及び総合調整に関すること。
- (2) 消費生活に係る危害の防止、取引及び表示の適正化等に関すること。
- (3) 価格安定対策等に関すること。
- (4) 消費者からの苦情等の処理及び消費者被害の救済に関すること。
- (5) 消費生活に係る情報提供、教育等の推進等に関すること。
- (6) 貸金業に関すること。

第11条の道民活動文化振興課の事項第5号中「こと」の次に「（野幌森林公園に関するものを除く。）」を加え、同事項第9号から第11号までを削る。

第12条の施設運営指導課の事項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第12条の2の見出しを「（保健福祉部医療政策局の課）」に改め、同条中「保健福祉部保健医療局」を「保健福祉部医療政策局」に改め、同条の医療政策業務課の事項中「医療政策業務課」を「医療業務課」に改め、第16号から第24号までを削り、第15号を第16号とし、第1号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）に基づく立入検査及び医療安全相談に関すること。

第13条の2の商工金融課の事項第4号中「こと」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項第10号を削り、同事項第11号中「こと」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加え、同号を同事項第10号とし、同条の産業振興課の事項第5号及び第12号中「こと」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加え、同事項中第14号を削り、第15号を第14号とし、同条の商業経済交流課の事項第2号中「こと」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加える。

第13条の3の見出しを「（経済部産業立地・エネルギー局の課）」に改め、同条中「経済

部産業立地推進局」を「経済部産業立地・エネルギー局」に改め、同条の資源エネルギー課の事項第13号を削る。

第13条の4の雇用労政課の事項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

第14条の技術普及課の事項第4号中「農業試験場及び」を削り、同号を同事項第5号とし、同事項第3号中「調整」を「連携」に改め、同事項中同号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地域農業技術の支援に関すること。

第14条の2の農業支援課の事項第6号中「土地改良区その他農業関係団体」を「農業共済組合等」に改め、同事項第9号を削る。

第14条の3の農業施設管理課の事項に次の1号を加える。

(9) 土地改良区等の指導監督に関すること。

第14条の3の農村整備課の事項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、第7号及び第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を第7号とし、第11号を第8号とする。

第16条の水産経営課の事項第1号中「（他）の次に「部」を加え、同条の水産振興課の事項第7号を削る。

第16条の2の林業木材課の事項第7号中「こと」の次に「（他部の主管に属するものを除く。）」を加える。

第17条の森林活用課の事項第6号を削る。

第18条の総務課の事項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第9号までを2号ずつ繰り上げ、第10号を削る。

第19条の建設政策課の事項第3号から第7号までを削り、同条の建設情報課の事項に次の1号を加える。

(7) 建設業者の特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）に係る届出に関すること。

第19条の次に次の1条を加える。

（建設部空港港湾局の課）

第19条の2 建設部空港港湾局の課の分掌事項は、次のとおりとする。

物流港湾課

- (1) 物流に係る企画及び総合調整に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 港湾及び海上交通に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 港湾統計に関すること。
- (4) 苫小牧港管理組合及び石狩湾新港管理組合との連絡に関すること。

(5) 離島等の連絡船舶の運航確保に関すること。

第20条の3の建築指導課の事項中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号を第14号とし、第16号を第15号とし、第17号を削り、第18号を第16号とし、同条の住宅課の事項中「他」の次に「部」を加える。

第25条の2に次の1項を加える。

2 第4条の規定により、北方領土対策本部の出先機関として、北海道北方領土対策根室地域本部を置く。

第29条の表中

「行政改革局	を	「大学法人運営支援室	」に、
「危機対策局防災消防課」及び「危機対策局	」を	「危機対策局危機対策課」に改め、	
「北海道市町村合併推進審議会		地域主権局	
市町村合併調査委員		地域主権局	」

を削り、「環境局環境政策課」及び「環境局環境保全課」を「環境局環境推進課」に、

北海道消費生活審議会		生活局くらし安全課
北海道消費者苦情処理委員会		生活局くらし安全課
北海道交通安全対策会議		生活局くらし安全課
北海道文化審議会		生活局道民活動文化振興課
北海道青少年健全育成審議会		生活局道民活動文化振興課
北海道男女平等参画審議会		生活局
北海道社会福祉審議会	保健福祉部	総務課
北海道地方薬事審議会		保健医療局医療政策業務課
北海道麻薬中毒審査会		保健医療局医療政策業務課
北海道医療審議会		保健医療局医療政策業務課
北海道国民健康保険審査会		保健医療局医療政策業務課
北海道後期高齢者医療審査会		保健医療局医療政策業務課
准看護師試験委員		保健医療局地域医師確保推進室

を

「北海道交通安全対策会議		くらし安全局くらし安全推進課
--------------	--	----------------

北海道青少年健全育成審議会	保健福祉部	くらし安全局くらし安全推進課
北海道男女平等参画審議会		くらし安全局くらし安全推進課
北海道消費生活審議会		くらし安全局消費者安全課
北海道消費者苦情処理委員会		くらし安全局消費者安全課
北海道文化審議会		くらし安全局道民活動文化振興課
北海道社会福祉審議会		総務課
北海道地方薬事審議会		医療政策局医療薬務課
北海道麻薬中毒審査会		医療政策局医療薬務課
北海道医療審議会		医療政策局医療薬務課
准看護師試験委員		医療政策局地域医師確保推進室
北海道国民健康保険審査会		健康安全局
北海道後期高齢者医療審査会		健康安全局

に、「保健医療局健康安全室」を「健康安全局」に改め、同表北海道障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部	福祉局障がい者保健福祉課
北海道障がい者就労支援委員会	福祉局障がい者保健福祉課

第31条中「支庁（以下「所管支庁」を「総合振興局等（以下「所管総合振興局等」に、「所管支庁の」を「所管総合振興局等の」に、「支庁長。」を「総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）。」に、「所轄支庁長」を「所管総合振興局長等」に、「所管支庁長」を「所管総合振興局等」に、「支庁長の」を「総合振興局長等の」に改める。

第32条（見出しを含む。）中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

「第2節 支庁」を「第2節 総合振興局等」に改める。

第35条中「北海道支庁設置条例（昭和23年北海道条例第44号）」を「北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例（平成20年北海道条例第78号）」に、「支庁の」を「総合振興局等の」に改め、同条の表を次のように改める。

名 称	位 置	所 管 区 域			
北海道空知総合振興局	岩見沢市	空知地域	南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町		

			新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
北海道石狩振興局	札幌市	石狩地域	当別町 新篠津村
北海道後志総合振興局	倶知安町	後志地域	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 古宇郡泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
北海道胆振総合振興局	室蘭市	胆振地域	豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町
北海道日高振興局	浦河町	日高地域	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
北海道渡島総合振興局	函館市	渡島地域	松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町
北海道檜山振興局	江差町	檜山地域	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
北海道上川総合振興局	旭川市	上川地域	幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
北海道留萌振興局	留萌市	留萌地域	増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
北海道宗谷総合振興局	稚内市	宗谷地域	幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町
北海道オホーツク総合振興局	網走市	網走地域	美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町
北海道十勝総合振興局	帯広市	十勝地域	音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
北海道釧路総合振興局	釧路市	釧路地域	釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟

			子屈町 鶴居村 白糠町
北海道根室振興局	根室市	根室地域	別海町 中標津町 標津町 羅臼町 色丹村 国後郡泊村 留夜別村 留別 村 紗那村 蘂取村

第35条の次に次の 2 条を加える。

（広域事務）

第35条の 2 前条の規定にかかわらず、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第 3 条第 1 項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則（平成22年北海道規則第 50号）に定める事務（以下「広域事務」という。）については、次の表の左欄に掲げる総合振興局が同表の当該右欄に定める振興局の所管区域に係る事務を所掌する。

総合振興局名	振興局名
空知総合振興局	石狩振興局
胆振総合振興局	日高振興局
渡島総合振興局	檜山振興局
上川総合振興局	留萌振興局
釧路総合振興局	根室振興局

2 振興局長は、所管区域内における道行政の総合調整を図るため必要があるときは、当該所管区域内における広域事務の執行について、当該広域事務を所掌する総合振興局長に対し第32条第 2 項及び第 3 項に規定する助言、勧告等を、当該広域事務を所掌する総合振興局の副局長に対し第32条に規定する指揮監督、助言、勧告等を行うことができる。

（所管区域の特例）

第35条の 3 第35条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる振興局は、同表の中欄に掲げる総合振興局の所管区域のうち、同表の当該右欄に掲げる所管区域に係る事務（第40条の 3 水産課の事項各号に掲げる分掌事務のうち知事が定めるものに限る。）について所掌する。

名 称	名 称	所 管 区 域
檜山振興局	渡島総合振興局	八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。）
留萌振興局	宗谷総合振興局	幌延町

2 知事は、工事（総合振興局等の建設管理部の主管に属するものに限る。）の区域が 2 以上の総合振興局等の所管区域にわたる場合その他特別の必要があるときは、第35条又は第 37条の規定にかかわらず、一の総合振興局等を指定して、これに他の総合振興局等の所管区域における工事を実施させることができる。

3 次の表の左欄に掲げる総合振興局等の森林室は、同表の中欄に掲げる総合振興局等の森林室が管理する区域のうち、同表の当該右欄に掲げる管轄区域の道有林野及び道民の森（治山林道に関する部分に限る。）の整備管理について管轄する。

名 称	名 称	管 轄 区 域
空知総合振興局森林室	石狩振興局森林室	札幌市 北広島市 江別市 石狩市 当別町 新篠津村
後志総合振興局森林室	胆振総合振興局森林室	伊達市 豊浦町 洞爺湖町 壮瞥町
	渡島総合振興局東部森林室	長万部町
胆振総合振興局森林室	空知総合振興局森林室	夕張市 由仁町 長沼町 栗山町
	石狩振興局森林室	千歳市 恵庭市
渡島総合振興局東部森林室	檜山振興局森林室	今金町 せたな町（瀬棚区及び北檜山区の区域に限る。）
渡島総合振興局西部森林室	檜山振興局森林室	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 せたな町（大成区に限る。）
上川総合振興局北部森林室	留萌振興局森林室	天塩町
	宗谷総合振興局森林室	稚内市 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町
留萌振興局森林室	宗谷総合振興局森林室	札文町 利尻町 利尻富士町
十勝総合振興局森林室	釧路総合振興局森林室	釧路市（音別町、音別町音別、音別町音別原野基線、音別町音別原野北 1 線、音別町音別原野第 2 基線、音別町音別原野西 1 線から音別町音別原野西 5 線まで、音別町音別原野東 1 線から音別町音別原野東 3 線まで、音別町上音別、音別町カラマンベツ、音別町サトンベツ、音別町尺別、音別町尺別原野、音別町尺別原野基線、音別町尺別原野西 1 線、音別町尺別原野東 1 線、音別町尺別原野東 2 線、音別町タンネナイ、音別町チャンベ

		ツ、音別町チャンベツ右岸、音別町直別、音別町直別裏通、音別町直別停車場通、音別町直別仲通、音別町直別原野基線、音別町直別原野西1線、音別町直別原野東1線から音別町直別原野東4線まで、音別町シベツ川右岸、音別町中音別、音別町浪若、音別町ヌプキベツ、音別町ヌプキベツ原野基線、音別町ヌプキベツ原野西1線、音別町ヌプキベツ原野西2線、音別町馬主来、音別町馬主来原野、音別町ホロオンベツ、音別町ムリ、音別町ムリ原野基線、音別町ムリ原野第2基線、音別町ムリ原野西1線、音別町川東1丁目、音別町川東2丁目、音別町あけぼの1丁目、音別町あけぼの2丁目、音別町朝日1丁目から音別町朝日3丁目まで、音別町海光1丁目から音別町海光3丁目まで、音別町共栄1丁目、音別町共栄2丁目、音別町中園1丁目、音別町中園2丁目、音別町風連1丁目、音別町緑町1丁目、音別町緑町2丁目、音別町本町1丁目から音別町本町3丁目まで及び音別町若草1丁目の区域に限る。） 白糠町
釧路総合振興局森林室	根室振興局森林室	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

4 石狩振興局森林室は、空知総合振興局森林室が管轄する区域のうち、月形町の区域の道民の森（治山林道に関する部分を除く。）の整備管理について管轄する。

第36条中「支庁」を「総合振興局等」に改める。

第37条中「支庁長」を「総合振興局長等」に、「支庁又は」を「総合振興局等又は」に改め、同条の表を次のように改める。

市	名	総合振興局長等名
夕張市 岩見沢市 美瑛市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市		空知総合振興局長
札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市		石狩振興局長

小樽市	後志総合振興局長
室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市	胆振総合振興局長
函館市 北斗市	渡島総合振興局長
旭川市 士別市 名寄市 富良野市	上川総合振興局長
留萌市	留萌振興局長
稚内市	宗谷総合振興局長
北見市 網走市 紋別市	オホーツク総合振興局長
帯広市	十勝総合振興局長
釧路市	釧路総合振興局長
根室市	根室振興局長

第38条を次のように改める。

（内部組織）

第38条 総合振興局等に次の表の中欄に掲げる部及び室を置き、部及び室にそれぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。

総合振興局又は振興局名	部 及 び 室 名		課 名
空知総合振興局	地域政策部		総務課 課税課 納税課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 健康推進課 子ども・保健推進課 生活衛生課 試験検査課
			企画総務課 健康推進課 生活衛生課
		滝川地域保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
		深川地域保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
		児童相談室	地域支援課 指導援助課
			環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 調整課 整備課 林務課
	森林室		管理課 普及課 森林整備課
	札幌建設管	建設行政室	建設行政課 建設指導課 入札契約課

石狩振興局	理部	用地管理室	用地課 管理課
		事業室	地域調整課 道路課 治水課 事業課
	地域政策部		総務課 課税課 納税課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 子ども・保健推進課 生活衛生課
		千歳地域保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
		児童相談室	企画調整課 地域支援課 指導援助課
			環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 調整課 整備課 林務課 水産課 建設指導課
	森林室		道民の森課 普及課
後志総合振興局	地域政策部		総務課 税務課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 健康推進課 子ども・保健推進課 生活衛生課 試験検査課
		岩内地域保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
			環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課
	森林室		管理課 普及課 森林整備課
	小樽建設管理部	建設行政室	建設行政課 建設指導課 入札契約課
		用地管理室	用地課 管理課
		事業室	地域調整課 道路課 治水課 事業課
胆振総合振興局	地域政策部		総務課 課税課 納税課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 健康推進課 子ども・保健推進課 生活衛生課 試験検査課
		苫小牧地域保健室	企画総務課 健康推進課 地域保健推進課 生活衛生課 試験検査課
		児童相談室	地域支援課 指導援助課
日高振興局	地域政策部		総務課 税務課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 子ども・保健推進課 生活衛生課
		静内地域保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
			環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課 建設指導課
	森林室		管理課 普及課 森林整備課
	地域政策部		総務課 課税課 納税課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 健康推進課 子ども・保健推進課 生活衛生課 試験検査課
		八雲地域保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
		児童相談室	地域支援課 指導援助課
渡島総合振興局			環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課
	東部森林室		管理課 普及課 森林整備課
	西部森林室		管理課 普及課 森林整備課
	函館建設管理部	建設行政室	建設行政課 建設指導課 入札契約課
		用地管理室	用地課 管理課
		事業室	地域調整課 道路課 治水課 事業課

檜山振興局	地域政策部		総務課 税務課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 子ども・保健推進課 生活衛生課
			環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課 建設指導課
	森林室		
上川総合振興局	地域政策部		総務課 課税課 納税課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 健康推進課 子ども・保健推進課 生活衛生課 試験検査課
		名寄地域保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
		富良野地域保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
		児童相談室	地域支援課 指導援助課
			環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 調整課 整備課 林務課
	南部森林室		管理課 普及課 森林整備課
	北部森林室		管理課 普及課 森林整備課
	旭川建設管理部	建設行政室	建設行政課 建設指導課 入札契約課
		用地管理室	用地課 管理課
		事業室	地域調整課 道路課 治水課 事業課
留萌振興局	地域政策部		総務課 税務課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 子ども・保健推進課 生活衛生課
			環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課
	森林室		管理課 普及課 森林整備課
	留萌建設管	建設行政室	建設行政課 建設指導課 入札契約課
宗谷総合振興局	理部	用地管理室	用地課 管理課
		事業室	地域調整課 道路課 治水課 事業課
	地域政策部		総務課 税務課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 健康推進課 子ども・保健推進課 生活衛生課 試験検査課
			環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課
	森林室		
	稚内建設管理部	建設行政室	建設行政課 建設指導課 入札契約課
		用地管理室	用地課 管理課
		事業室	地域調整課 道路課 治水課 事業課
オホーツク総合振興局	地域政策部		総務課 税務課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 子ども・保健推進課 生活衛生課
		北見地域保健室	企画総務課 健康推進課 地域保健推進課 生活衛生課 食肉検査課 試験検査課
		紋別地域保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課
		児童相談室	地域支援課 指導援助課
			環境生活課
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 調整課 整備課 林務課 水産課
	東部森林室		管理課 普及課 森林整備課
	西部森林室		管理課 普及課 森林整備課
	網走建設管理部	建設行政室	建設行政課 建設指導課 入札契約課
		用地管理室	用地課 管理課
		事業室	地域調整課 道路課 治水課 事業課
十勝総合振興局	地域政策部		総務課 課税課 納税課 地域政策課

	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 健康推進課 子ども・保健推進課 生活衛生課 試験検査課	
		児童相談室	地域支援課 指導援助課	
			環境生活課	
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 調整課 整備課 林務課 水産課	
	森林室		管理課 普及課 森林整備課	
	帯広建設管理部	建設行政室	建設行政課 建設指導課 入札契約課	
		用地管理室	用地課 管理課	
		事業室	地域調整課 道路課 治水課 事業課	
	釧路総合振興局	地域政策部		総務課 課税課 納税課 地域政策課
		保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 健康推進課 子ども・保健推進課 生活衛生課 食肉検査課 試験検査課
児童相談室			地域支援課 指導援助課	
			環境生活課	
産業振興部		商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課		
森林室		管理課 普及課 森林整備課		
釧路建設管理部		建設行政室	建設行政課 建設指導課 入札契約課	
		用地管理室	用地課 管理課	
		事業室	地域調整課 道路課 治水課 事業課	
根室振興局		地域政策部		総務課 税務課 地域政策課
	保健環境部	保健福祉室	保健福祉企画課 社会福祉課 子ども・保健推進課 生活衛生課	
		中標津地域保健室	企画総務課 健康推進課 生活衛生課	
			環境生活課	
	産業振興部		商工労働観光課 農務課 農村振興課 林務課 水産課 建設指導課	
	森林室			

2 前項に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる総合振興局等の課に、それぞれ同表の右欄に掲げる室を置く。

総 合 振 興 局 等 の 課 名	室 名
空知総合振興局札幌建設管理部事業室事業課 後志総合振興局小樽建設管理部事業室事業課 渡島総合振興局函館建設管理部事業室事業課 上川総合振興局旭川建設管理部事業室事業課 留萌振興局留萌建設管理部事業室事業課 宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課 オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課 十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課 釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課	施設保全室
後志総合振興局産業振興部商工労働観光課 胆振総合振興局産業振興部商工労働観光課 オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課	観光室
日高振興局産業振興部農務課	馬産地対策室
渡島総合振興局地域政策部地域政策課	新幹線推進室
渡島総合振興局産業振興部商工労働観光課	食と観光振興室
上川総合振興局産業振興部商工労働観光課	食関連産業振興室
留萌振興局産業振興部農務課	健康産業支援室

第39条の見出し中「部」の次に「及び室」を加え、同条中「各部」の次に「及び室」を加え、同条ただし書中「渡島支庁、上川支庁、留萌支庁、宗谷支庁、網走支庁、胆振支庁及び十勝支庁」を「空知総合振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、渡島総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局、宗谷総合振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局及び釧路総合振興局」に、「あつては、」を「あつては」に改め、「事務を」の次に「、空知総合振興局の森林室にあつては森林室の事項第10号に掲げる事務を、後志総合振興局、胆振総合振興局、日高振興局、渡島総合振興局、上川総合振興局、留萌振興局、オホーツク総合振興局、十勝総合振興局及び釧路総合振興局の森林室にあつては森林室の事項第9号及び第10号に掲げる事務を、檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局の森林室にあつては森林室の事項第4号から第10号までに掲げる事務を」を加え、同条の地域振興部の事項中「地域振興部」を「地域政策部」に改め、同事項第2号中「支庁」を「総合振興局等」に、「産業振興部」を「他部（森林室を含む。）」に改め、同事項第10号から第12号までを削り、同事項の次に次の1事項を加える。

保健環境部

- (1) 地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条に規定する事務に関すること。
- (2) 管轄区域内に所在する道立診療所の財務に関すること。
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第5項に規定する福祉に関する事務所の所掌する事務に関すること。
- (4) 社会福祉の推進に関すること。
- (5) 国民健康保険に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項に規定する業務に関すること。
- (8) 道民の日常生活の安定向上に関すること。
- (9) 環境の保全に関すること。
- (10) 廃棄物対策に関すること。

第39条の産業振興部の事項の次に次の2事項を加える。

森林室

- (1) 森林の総合利用の推進に関すること。
- (2) 森林及び林業に関する技術及び知識についての普及に関すること。
- (3) 一般民有林の施業についての指導に関すること。
- (4) 道有林野の管理保護に関すること。
- (5) 道有林野の産物の売払いに関すること。
- (6) 道有林野の造林に関すること。
- (7) 道有林野の林木育種に関すること。
- (8) 道有林野及び道民の森の林道及び治山に関すること。
- (9) 道民の森に関すること（治山林道に関する部分に限る。）。
- (10) 道民の森に関すること（治山林道に関する部分を除く。）。

建設管理部

- (1) 公共施設等の管理及び維持に関すること。
- (2) 公共事業の施行その他土木に関すること。
- (3) 公共事業用地の取得等に関すること。
- (4) 治水及び利水並びに公有水面の埋立てに関すること。
- (5) 廃道敷地、廃川敷地等の管理及び処分に関すること。
- (6) 都市計画事業に関すること。
- (7) 住宅及び建築に関すること。
- (8) 公有地の拡大の推進に関すること。
- (9) 水産林務部の分掌する漁港及び海岸に関すること（総合振興局等の水産課の主管に属するものを除く。）。

第39条に次の2項を加える。

2 保健環境部の室の分掌事務は、次のとおりとする。

保健福祉室

- (1) 地域保健法第6条に規定する事務に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 管轄区域内に所在する道立診療所の財務に関すること。

地域保健室

- (1) 地域保健法第6条に規定する事務に関すること。
- (2) 管轄区域内に所在する道立診療所の財務に関すること。

児童相談室

児童福祉法第12条第2項に規定する事務に関すること。

3 建設管理部の室の分掌事務は、次のとおりとする。

建設行政室

- (1) 土木事業等の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 公共事業の契約等に関すること。
- (3) 住宅及び建築に関すること。
- (4) その他他室の主管に属さないこと。

用地管理室

- (1) 公共施設等の管理（他部の主管に属するものを除く。）及び公有水面の埋立てに関すること。
- (2) 公共事業用地等の取得等に関すること。
- (3) 廃道敷地、廃川敷地等の管理及び処分に関すること。

事業室

- (1) 土木事業に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 公共施設等の管理及び維持に関すること。
- (3) 公共事業の施行その他土木に関すること。
- (4) 治水及び利水に関すること。
- (5) 都市計画事業に関すること。

第40条の見出し中「及び室」を削り、同条第1項中「地域振興部の課及び室」を「地域政策部の課」に改め、同項の総務課の事項第9号中「こと（）」の次に「他課の主管に属するものを除き、」を加え、同事項第11号中「こと」の次に「（他課の主管に属するものを除く。）」を加え、同項の環境生活課の事項及び北方領土対策室の事項を削り、同条第2項を削り、同条の次に次の4条を加える。

第40条の2 保健環境部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境生活課

- (1) 道民生活の向上に関すること。
- (2) 犯罪のない安全で安心な地域づくりに関すること。
- (3) 犯罪被害者等支援に関すること。

- (4) 消費生活の安定向上に関すること。
 - (5) 消費生活協同組合に関すること。
 - (6) 青少年対策に関すること。
 - (7) 男女平等参画の推進並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関すること。
 - (8) 交通安全対策の推進に関すること。
 - (9) 地域活動その他の道民運動の推進に関すること。
 - (10) 公害の防止等環境保全施策の総合的推進に関すること。
 - (11) 廃棄物の処理及び清掃に関すること。
 - (12) 浄化槽に関すること。
 - (13) リサイクルに関すること。
 - (14) 自然環境の保全並びに野生生物の保護及び狩猟の取締りに関すること。
 - (15) 飼養動物の愛護及び管理に関すること（保健所の主管に属するものを除く。）。
- 2 保健環境部保健福祉室の課の分掌事務は、次のとおりとする。

保健福祉企画課

- (1) 地域保健及び福祉に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) 災害援助に関すること。
- (3) その他他課の主管に属しないこと。

社会福祉課

- (1) 社会福祉法第14条第5項に規定する福祉に関する事務所の所掌する事務に関すること。
- (2) 地域福祉の推進に関すること。
- (3) 民生委員に関すること。
- (4) 低所得者の福祉対策に関すること。
- (5) 戦没者の遺族及び戦傷病者並びに引揚者、未帰還者及び留守家族の援護並びに軍人軍属であった者の恩給等に関すること。
- (6) 国民健康保険に関すること。
- (7) 介護保険に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 障害者の福祉に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

健康推進課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第1項に規定する保健所の健康推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

子ども・保健推進課

- (1) 母子福祉及び児童福祉に関すること。
- (2) 家庭児童相談室に関すること。
- (3) 保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第1項に規定する保健所の子ども・保健推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

生活衛生課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第1項に規定する保健所の生活衛生課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

- 3 石狩振興局、日高振興局、檜山振興局、留萌振興局、オホーツク総合振興局及び根室振興局の保健環境部保健福祉室にあっては、前項の健康推進課の分掌事務は、同項の規定にかかわらず、子ども・保健推進課の分掌事務とする。

- 4 空知総合振興局、後志総合振興局、胆振総合振興局、渡島総合振興局、上川総合振興局、宗谷総合振興局、十勝総合振興局及び釧路総合振興局の保健環境部保健福祉室にあっては、第2項の生活衛生課の分掌事務の規定にかかわらず、その生活衛生課及び試験検査課の分掌事務は次のとおりとする。

生活衛生課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第3項に規定する保健所の生活衛生課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

試験検査課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第3項に規定する保健所の試験検査課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

- 5 釧路総合振興局保健環境部保健福祉室にあっては、前項の規定にかかわらず、その食肉検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

食肉検査課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の17第4項に規定する保健所の食肉検査課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

- 6 保健環境部地域保健室の課の分掌事務は、次のとおりとする。

企画総務課

- (1) 地域保健対策に関する企画及び総合調整に関すること。
- (2) その他他課の主管に属しないこと。

健康推進課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第1項に規定する保健所の健康推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

生活衛生課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第1項に規定する保健所の生活衛生課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。

- 7 胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室及びオホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室にあっては、前項の健康推進課及び生活衛生課の分掌事務の規定にかかわらず、その健康推進課及び生活衛生課並びに地域保健推進課及び試験検査課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康推進課

保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第2項に規定する保健所の健康推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。 生活衛生課 保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第2項に規定する保健所の生活衛生課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。 地域保健推進課 保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第2項に規定する保健所の地域保健推進課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。 試験検査課 保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第2項に規定する保健所の試験検査課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。 8 オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室にあっては、前項の規定にかかわらず、その食肉検査課の分掌事務は、次のとおりとする。 食肉検査課 保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の18第3項に規定する保健所の食肉検査課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。 9 保健環境部児童相談室の課の分掌事務は、次のとおりとする。 企画調整課 保健、医療及び福祉に関する事務（第262条の25第2項に規定する中央児童相談所の企画調整課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。 地域支援課 (1) 保健、医療及び福祉に関する事務（第262条の25第1項に規定する児童相談所の地域支援課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。 (2) その他指導援助課の主管に属しないこと。 指導援助課 保健、医療及び福祉に係る事務（第262条の25第1項に規定する児童相談所の指導援助課の分掌事務に係るものに限る。）の連絡調整に関すること。 第40条の3 産業振興部の課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、林務課の事項第6号に掲げる事務にあっては空知総合振興局及び上川総合振興局に、同事項第8号に掲げる事務にあっては後志総合振興局、上川総合振興局及びオホーツク総合振興局に限る。 商工労働観光課 (1) 商業及び鉱工業の振興に関すること。 (2) 火薬類及び高圧ガスの取締りに関すること。 (3) 砂利及び岩石の採取に関すること。 (4) 電気工事業の業務の適正化に関すること。	(5) 観光の振興に関すること。 (6) 商工業に係る物資の流通対策に関すること。 (7) 雇用対策に関すること。 (8) 労働組合及び労使関係の調整に関すること。 (9) 労働福祉及び労働教育に関すること。 (10) 中小企業退職金共済に関すること。 (11) 労働力対策に関すること。 (12) 職業訓練及び技能検定に関すること。 (13) 第7号から前号までに掲げるもののほか、労働一般に関すること。 農務課 (1) 農産物の安定的な生産の促進に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 (2) 生産基盤の整備に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。 (3) 農産物の付加価値の向上等に関すること。 (4) 農業の振興に資する技術の向上に関すること。 (5) 農業経営の体質強化に関すること（土地改良区等に関するものを除く。）。 (6) 農業経営の多様化に関すること。 (7) 農地の利用の集積に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。 (8) 担い手の育成及び確保等に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。 (9) 環境と調和した農業の促進等に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 (10) 定住環境の整備に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。 (11) 活力のある農村の構築に関すること（農業農村整備事業に関するものを除く。）。 (12) その他農業・農村の振興に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 調整課 (1) 農業農村整備事業の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。 (2) 農業農村整備事業に係る調査及び計画に関すること。 (3) 土地改良区等に関すること。 (4) 農業用水に関すること。 (5) 農用地の集団化に関すること。 (6) 農業農村整備事業に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。 (7) 開拓に関すること。 整備課 (1) 道営農業農村整備事業の実施に関すること。 (2) 団体営農業農村整備事業に関すること。 (3) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。 農村振興課 (1) 農業農村整備事業の実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
--	---

- (2) 農業農村整備事業に係る調査及び計画に関すること。
- (3) 土地改良区等に関すること。
- (4) 農業用水に関すること。
- (5) 農用地の集団化に関すること。
- (6) 農業農村整備事業に係る財産の取得、管理及び処分に关すること。
- (7) 開拓に関すること。
- (8) 農地及び農業用施設の災害復旧に関すること。

林務課

- (1) 林業の振興に関すること。
- (2) 森林計画に関すること。
- (3) 造林に関すること。
- (4) 保安林、治山及び林道に関すること。
- (5) 木材業者、製材業者並びに合板及び単板業者に関すること。
- (6) 内水面に係る水産業に関すること。
- (7) みどりの環境づくりに関すること。
- (8) 道立の森林利用施設に関すること。

水産課

- (1) 水産業の振興に関すること。
- (2) 漁業の許可、漁業の操業の調整その他の漁業の調整に関すること。
- (3) 漁船に関すること。

建設指導課

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 町村の道路、河川等に係る事業の助成に関すること。
- (3) 一般土木に関すること。
- (4) 建設機械の打刻及び検認に関すること。
- (5) 建設業者、宅地建物取引業者及び建築士に関すること。
- (6) 建築物の建築基準に関すること。
- (7) 民間住宅に関すること。
- (8) 建築物の耐震改修の促進に関すること。
- (9) エネルギーの使用の合理化に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。
- (11) 公営住宅に関すること。
- (12) 住宅地区改良に関すること。
- (13) 公有地の拡大の推進に関すること。
- (14) 屋外広告物に関すること。
- (15) まちづくりの推進に関すること。

- (16) 景観づくりの推進に関すること。

第40条の 4 森林室（檜山振興局、宗谷総合振興局及び根室振興局を除く。）の課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、普及課の事項第 5 号に掲げる事務にあっては、石狩振興局森林室に限る。

管理課

- (1) 森林室の業務一般の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 道有林野の管理（他課の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (3) 森林の総合利用の推進に関すること。
- (4) その他他課の主管に属しないこと。

道民の森課

- (1) 森林室の業務一般の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 道民の森に関すること。
- (3) その他他課の所管に属しないこと。

普及課

- (1) 森林及び林業に関する技術及び知識についての普及指導に関すること。
- (2) 一般民有林の施業についての指導に関すること。
- (3) 普及指導の対象者の組織化に関すること。
- (4) 普及指導の対象者の実態及び要請等の各種情報の収集整理に関すること。
- (5) 森林の総合利用の推進に関すること。

森林整備課

- (1) 道有林野事業の整備管理に関すること。
- (2) 林野産物の売払いに関すること。
- (3) 林地の利用に係る調整に関すること。
- (4) 造林に関すること。
- (5) 林木育種に関すること。
- (6) 林道に関すること。
- (7) 治山に関すること。

第40条の 5 建設管理部建設行政室の課の分掌事務は、次のとおりとする。

建設行政課

- (1) 建設管理部の業務一般の企画及び総合調整に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 土木事業に係る労務管理に関すること。
- (3) その他他室課の主管に属さないこと。

建設指導課

- (1) 都市計画に関すること。
- (2) 町村の道路、河川等に係る事業の助成に関すること。

- (3) 一般土木に関すること。
- (4) 建設機械の打刻及び検認に関すること。
- (5) 建設業者、宅地建物取引業者及び建築士に関すること。
- (6) 建築物の建築基準に関すること。
- (7) 公営住宅に関すること。
- (8) 住宅地区改良に関すること。
- (9) 公有地の拡大の推進に関すること。
- (10) 屋外広告物に関すること。
- (11) まちづくりの推進に関すること。
- (12) 景観づくりの推進に関すること。
- (13) エネルギーの使用の合理化に関すること。
- (14) 建設工事に係る資材の再資源化等に関すること。

入札契約課

- (1) 工事等の契約に関すること。
- (2) 予算の経理に関すること（前号の事務に係るものに限る。）。
- (3) 工事管理事務に関すること。

2 建設管理部用地管理室の課の分掌事務は、次のとおりとする。

用地課

- (1) 公共事業用地等の取得に関すること。
- (2) 公共事業用地等の取得に伴う損失補償に関すること。
- (3) 廃道敷地、廃川敷地等（第二種普通財産であるものに限る。）の管理及び処分に関すること。

管理課

- (1) 公共施設等の管理に関すること。
- (2) 公有水面の埋立ての免許に関すること。
- (3) 廃道敷地、廃川敷地等の管理に関すること（用地課の主管に属するものを除く。）。

3 建設管理部事業室の課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域調整課

- (1) 土木事業に係る施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 市町村の道路、都市計画、河川等に係る事業の技術指導等に関すること。
- (3) 土木事業に係る設計監理に関すること。

道路課

- (1) 道路の維持及び修繕に関すること。
- (2) 道路に係る工事の施行に関すること。
- (3) 都市計画事業の施行に関すること。
- (4) 空港に係る工事の施行に関すること。

治水課

- (1) 河川、海岸、漁港、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の維持及び修繕に関すること。
- (2) 治水、利水等に係る工事の施行に関すること。

事業課

- (1) 公共施設等の管理並びに維持及び修繕の実施に関すること（出張所の担当区域に係るものを除く。）。
- (2) 道路、都市計画、治水、利水等に係る工事の設計及び監督に関すること（出張所の担当区域に係るものを除く。）。

第41条第1項中「支庁長」を「総合振興局長等」に改め、同条の表を次のように改める。

分 掌 事 務	地 方 機 関
道税の賦課及び徴収に関すること。	地域政策部道税事務所
生活保護及び児童、母子福祉に関すること。	保健環境部社会福祉事務出張所
地域保健法第6条に規定する事務のうち、公衆衛生の向上等に関すること。	保健環境部地域保健支所
児童についての相談及び指導、児童の家庭その他の環境の調査、児童の心身及び環境の診断並びに判定、児童及び保護者の心理治療等に関すること。	保健環境部児童相談分室
商業、鉱工業、観光及び労働に関すること。	産業振興部商工労働事務所
農業の振興に資する技術の向上等に関すること。	産業振興部農業改良普及センター
道営農業農村整備事業の実施に関すること。	産業振興部耕地出張所
沿岸漁業及び水産物加工の技術の普及、経営の指導、生活の改善その他漁家の指導に関すること。	産業振興部水産技術普及指導所
森林及び林業に関する技術及び知識についての普及指導並びに一般民有林の施業についての指導に関すること。	森林室事務所
公共施設等の管理及び維持、公共事業の施行等に関すること。	建設管理部出張所
ダムに係る建設工事の実施に関すること。	建設管理部ダム建設事務所
空港の管理に関すること。	建設管理部空港管理事務所

第41条第2項中「支庁の」を「前項の規定により設置された」に、「及び室、位置並びに」に改め、同条第3項中「支庁長の権限に属する事務のうち農業の振興に

資する技術の向上等に関する事務を分掌させるため」を「第 1 項の規定により設置された地方機関のうち」に改め、同条第 4 項中「支庁の」を「第 1 項の規定により設置された」に改める。

第57条の 5 第 2 項の表中「岩内郡共和町」を「共和町」に改める。

「第 1 款 環境科学研究センター」を「第 1 款 削除」に改める。

第58条から第62条までを次のように改める。

第58条から第62条まで 削除

第75条第 1 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 開拓の村及び野幌森林公園自然ふれあい交流館の管理に関すること。

第75条第 2 項中「開拓の村及び野幌森林公園駐車場（開拓の村前駐車場に係るものに限る。）の管理に関する」を「野幌森林公園に関する次の」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 野幌森林公園の保護及び利用のための規制に関すること。

(2) 野幌森林公園内の諸施設（開拓記念館、開拓の村及び野幌森林公園自然ふれあい交流館に係るものを除く。以下「公園施設」という。）の管理に関すること。

第76条の総務部の事項中第 4 号を第 8 号とし、第 3 号の次に次の 4 号を加える。

(4) 野幌森林公園自然ふれあい交流館に関すること。

(5) 公園施設の管理に関すること。

(6) 野幌森林公園の保護及び利用のための規制に関すること。

(7) 公園利用者の指導に関すること。

第82条の表中「檜山郡江差町」を「江差町」に、「苫前郡羽幌町」を「羽幌町」に改める。

第85条の表及び第88条の表中「河東郡音更町」を「音更町」に改める。

第96条の表中「斜里郡斜里町」を「斜里町」に、「紋別郡遠軽町」を「遠軽町」に、「幌泉郡えりも町」を「えりも町」に、「苫前郡羽幌町」を「羽幌町」に、「礼文郡礼文町」を「礼文町」に、「利尻郡利尻富士町」を「利尻富士町」に改める。

第101条の表中「檜山郡江差町」を「江差町」に改める。

第120条第 2 項の表を次のように改める。

名 称	位 置	担 当 区 域
北海道立心身障害者総合相談所 空知支所	岩見沢市	夕張市 岩見沢市 美瑛市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 南幌町 奈井 江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川 町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
北海道立心身障害者総合相談所 石狩支所	札幌市	江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村

北海道立心身障害者総合相談所 後志支所	倶知安町	小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿 都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
北海道立心身障害者総合相談所 胆振支所	室蘭市	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町
北海道立心身障害者総合相談所 日高支所	浦河町	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
北海道立心身障害者総合相談所 渡島支所	函館市	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町
北海道立心身障害者総合相談所 檜山支所	江差町	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部 町 奥尻町 今金町 せたな町
北海道立心身障害者総合相談所 上川支所	旭川市	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当 麻町 比布町 愛別町 上川町 東 川町 美瑛町 上富良野町 中富良 野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子 府村 中川町
北海道立心身障害者総合相談所 留萌支所	留萌市	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
北海道立心身障害者総合相談所 宗谷支所	稚内市	稚内市 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文 町 利尻町 利尻富士町
北海道立心身障害者総合相談所 網走支所	網走市	北見市 網走市 紋別市 美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠 軽町 湧別町 滝上町 興部町 西 興部村 雄武町 大空町
北海道立心身障害者総合相談所 十勝支所	帯広市	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾 町 幕別町 池田町 豊頃町 本別 町 足寄町 陸別町 浦幌町

北海道立心身障害者総合相談所 釧路支所	釧路市	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
北海道立心身障害者総合相談所 根室支所	根室市	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

第138条の表中「亀田郡七飯町」を「七飯町」に改める。

第155条第2項の表中「渡島支庁所管区域 檜山支庁所管区域 後志支庁所管区域（島牧郡島牧村、寿都郡寿都町及び黒松内町、磯谷郡蘭越町、虻田郡ニセコ町、倶知安郡倶知安町、岩内郡岩内町及び共和町並びに古宇郡泊村）を「後志総合振興局所管区域（島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、岩内町、共和町、泊村）に、「限る。）」を「限る。） 渡島総合振興局所管区域 檜山振興局所管区域」に、「空知支庁所管区域（雨竜郡妹背牛町）を「空知総合振興局所管区域（妹背牛町）に、「沼田町及び幌加内町」を「及び沼田町」に、「上川支庁所管区域 留萌支庁所管区域 宗谷支庁所管区域」を「上川総合振興局所管区域 留萌振興局所管区域 宗谷総合振興局所管区域」に、「十勝支庁所管区域 釧路支庁所管区域 根室支庁所管区域」を「十勝総合振興局所管区域 釧路総合振興局所管区域 根室振興局所管区域」に、「網走支庁所管区域」を「オホーツク総合振興局所管区域」に改める。

「第4款 地質研究所」を「第4款 削除」に改める。

第156条から第160条までを次のように改める。

第156条から第160条まで 削除

「第5款 工業試験場」を「第5款 削除」に改める。

第161条から第164条までを次のように改める。

第161条から第164条まで 削除

「第6款 食品加工研究センター」を「第6款 削除」に改める。

第165条から第169条までを次のように改める。

第165条から第169条まで 削除

第172条第2項の表以外の部分中「支庁」を「総合振興局等」に改め、同項の表を次のように改める。

名	称	附置する総合振興局等の名称
北海道空知中小企業労働相談所		空知総合振興局
北海道石狩中小企業労働相談所		石狩振興局
北海道後志中小企業労働相談所		後志総合振興局
北海道胆振中小企業労働相談所		胆振総合振興局
北海道日高中小企業労働相談所		日高振興局

北海道渡島中小企業労働相談所	渡島総合振興局
北海道檜山中小企業労働相談所	檜山振興局
北海道上川中小企業労働相談所	上川総合振興局
北海道留萌中小企業労働相談所	留萌振興局
北海道宗谷中小企業労働相談所	宗谷総合振興局
北海道網走中小企業労働相談所	オホーツク総合振興局
北海道十勝中小企業労働相談所	十勝総合振興局
北海道釧路中小企業労働相談所	釧路総合振興局
北海道根室中小企業労働相談所	根室振興局

第172条第3項中「後志支庁小樽商工労働事務所」を「後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所」に改める。

第176条の表中北海道立網走高等技術専門学院の項を削る。

第178条中「課」を「課及びセンター」に改め、同条の表中「課名」を「課及びセンター名」に、「訓練第二課」を「訓練第二課 能力開発総合センター」に、

「

網走高等技術専門学院 室蘭高等技術専門学院

」を「

室蘭高等技術専門学院

」に、「訓練課」を

「訓練課 能力総合開発センター」に改める。

第179条の見出し中「課」を「課及びセンター」に改め、同条中「各課」の次に「及びセンター」を加え、同条の訓練課の事項第6号及び第7号を削り、同事項第5号中「こと」の次に「（訓練科の学生に関するものに限る。）」を加え、同号を同事項第6号とし、同事項第4号中「こと」の次に「（訓練科の学生に関するものに限る。）」を加え、同号を同事項第5号とし、同事項第3号中「こと」の次に「（訓練科の学生に関するものに限る。）」を加え、同号を同事項第4号とし、同事項第2号中「こと」の次に「（訓練科の学生に関するものに限る。）」を加え、同号を同事項第3号とし、同事項第1号中「こと」の次に「（北海道立高等技術専門学院運営規則（昭和44年北海道規則第98号）第2条第1項の規定による当該高等技術専門学院に係る訓練科（以下「訓練科」という。）に関するものに限る。）」を加え、同号を同事項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

（1）訓練の総合調整に関すること。

第179条の訓練課の事項第8号中「こと」の次に「（訓練科の学生に関するものに限る。）」を加え、同号を同事項第7号とし、同条の訓練第一課の事項第1号中「訓練の総合調整」を「訓練課の分掌事務第1号に掲げる事務」に改め、同事項第2号中「第1号から第

6号まで及び第8号」を「第2号から第7号まで」に改め、同条に次の1事項を加える。

能力開発総合センター

- (1) 訓練の計画及び実施に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 学生の募集、選考、入学、退学及び修了に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 学籍に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 学生の賞罰に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 学生の健康管理及び生活指導その他の補導に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。
- (6) 学生に対する就職のあっせん及び就職後の指導に関すること。
- (7) 事業主、労働者その他の関係者に対する職業能力開発促進に関する情報及び資料の提供、相談その他必要な援助に関すること。
- (8) 公共職業安定所との連絡に関すること（他課の主管に属するものを除く。）。

「第2款 農業試験場」を「第2款 削除」に改める。

第187条から第192条までを次のように改める。

第187条から第192条まで 削除

第193条の表中「中川郡本別町」を「本別町」に改める。

第196条の表中「夕張郡長沼町」を「長沼町」に改める。

第196条の2を削る。

第197条第5号中「薬剤及び」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第198条を次のように改める。

第198条 削除

「第2款 水産試験場」を「第2款 削除」に改める。

第208条から第212条までを次のように改める。

第208条から第212条まで 削除

「第4款 水産孵化場」を「第4款 削除」に改める。

第216条から第220条までを次のように改める。

第216条から第220条まで 削除

第221条の表中「茅部郡鹿部町」を「鹿部町」に改める。

「第6款 林産試験場」を「第6款 削除」に改める。

第224条から第228条までを次のように改める。

第224条から第228条まで 削除

「第8款 林業試験場」を「第8款 削除」に改める。

第232条から第238条までを次のように改める。

第232条から第238条まで 削除

第3章第9節を次のように改める。

第9節 削除

第239条から第262条まで 削除

「第1款 支庁長の所管に属する出先機関」を「第1款 総合振興局長等の所管に属する出先機関」に改める。

「第1目 保健福祉事務所」を「第1目 削除」に改める。

第262条の2から第262条の12までを次のように改める。

第262条の2から第262条の12まで 削除

第262条の14第1項中「保健福祉事務所の保健福祉部又は各地域保健部」を「総合振興局等の保健環境部の保健福祉室又は地域保健室」に改め、同条の表中「保健福祉事務所の部名」を「総合振興局等の保健環境部の保健福祉室又は地域保健室名」に、「渡島保健福祉事務所保健福祉部」を「渡島総合振興局保健環境部保健福祉室」に、「檜山保健福祉事務所保健福祉部」を「檜山振興局保健環境部保健福祉室」に、「渡島保健福祉事務所八雲地域保健部」を「渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室」に、「石狩保健福祉事務所保健福祉部」を「石狩振興局保健環境部保健福祉室」に、「石狩保健福祉事務所千歳地域保健部」を「石狩振興局保健環境部千歳地域保健室」に、「後志保健福祉事務所保健福祉部」を「後志総合振興局保健環境部保健福祉室」に、「後志保健福祉事務所岩内地域保健部」を「後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室」に、「空知保健福祉事務所保健福祉部」を「空知総合振興局保健環境部保健福祉室」に、「空知保健福祉事務所滝川地域保健部」を「空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室」に、「空知保健福祉事務所深川地域保健部」を「空知総合振興局保健環境部深川地域保健室」に、「胆振保健福祉事務所保健福祉部」を「胆振総合振興局保健環境部保健福祉室」に、「胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部」を「胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室」に、「日高保健福祉事務所保健福祉部」を「日高振興局保健環境部保健福祉室」に、「日高保健福祉事務所静内地域保健部」を「日高振興局保健環境部静内地域保健室」に、「上川保健福祉事務所保健福祉部」を「上川総合振興局保健環境部保健福祉室」に、「上川保健福祉事務所名寄地域保健部」を「上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室」に、「上川保健福祉事務所富良野地域保健部」を「上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室」に、「留萌保健福祉事務所保健福祉部」を「留萌振興局保健環境部保健福祉室」に、「宗谷保健福祉事務所保健福祉部」を「宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室」に、「網走保健福祉事務所北見地域保健部」を「オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室」に、「網走保健福祉事務所保健福祉部」を「オホーツク総合振興局保健環境部保健福祉室」に、「網走保健福祉事務所紋別地域保健部」を「オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室」に、「十勝保健福祉事務所保健福祉部」を「十勝総合振興局保健環境部保健福祉室」に、「釧路保健福祉事務所保健福祉部」を「釧路総合振興局保健環境部保健福祉室」に、「根室保健福祉事務所保健福祉部」を「根室振興局保健環境部保健福祉室」に、

に、「根室保健福祉事務所中標津地域保健部」を「根室振興局保健環境部中標津地域保健室」に改め、同条第2項中「部に置く部長」を「室に置く室長」に改め、同条第3項中「部」を「室」に改める。

第262条の20中「保健福祉事務所の支所」を「総合振興局等の保健環境部地域保健支所」に改め、同条の表中「保健福祉事務所の支所名」を「総合振興局等の保健環境部地域保健支所名」に、「渡島保健福祉事務所木古内支所」を「渡島総合振興局保健環境部木古内地域保健支所」に、「渡島保健福祉事務所森支所」を「渡島総合振興局保健環境部森地域保健支所」に、「渡島保健福祉事務所今金支所」を「渡島総合振興局保健環境部今金地域保健支所」に、「石狩保健福祉事務所石狩支所」を「石狩振興局保健環境部石狩地域保健支所」に、「後志保健福祉事務所余市支所」を「後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所」に、「空知保健福祉事務所由仁支所」を「空知総合振興局保健環境部由仁地域保健支所」に、「留萌保健福祉事務所天塩支所」を「留萌振興局保健環境部天塩地域保健支所」に、「宗谷保健福祉事務所浜頓別支所」を「宗谷総合振興局保健環境部浜頓別地域保健支所」に、「宗谷保健福祉事務所利尻支所」を「宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所」に、「網走保健福祉事務所遠軽支所」を「オホーツク総合振興局保健環境部遠軽地域保健支所」に、「十勝保健福祉事務所新得支所」を「十勝総合振興局保健環境部新得地域保健支所」に、「十勝保健福祉事務所広尾支所」を「十勝総合振興局保健環境部広尾地域保健支所」に、「十勝保健福祉事務所本別支所」を「十勝総合振興局保健環境部本別地域保健支所」に、「釧路保健福祉事務所標茶支所」を「釧路総合振興局保健環境部標茶地域保健支所」に改める。

第262条の21中「所管支庁長」を「所管総合振興局長等」に改める。

第262条の23第1項中「保健福祉事務所児童相談部に」を「総合振興局等の保健環境部児童相談室に」に改め、同項の表中「保健福祉事務所の部名」を「総合振興局等の保健環境部児童相談室名」に、「石狩保健福祉事務所児童相談部」を「石狩振興局保健環境部児童相談室」に、「渡島保健福祉事務所児童相談部」を「渡島総合振興局保健環境部児童相談室」に、「空知保健福祉事務所児童相談部」を「空知総合振興局保健環境部児童相談室」に、「上川保健福祉事務所児童相談部」を「上川総合振興局保健環境部児童相談室」に、「網走保健福祉事務所児童相談部」を「オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室」に、「胆振保健福祉事務所児童相談部」を「胆振総合振興局保健環境部児童相談室」に、「十勝保健福祉事務所児童相談部」を「十勝総合振興局保健環境部児童相談室」に、「釧路保健福祉事務所児童相談部」を「釧路総合振興局保健環境部児童相談室」に改め、同条第2項中「部に置く部長」を「室に置く室長」に改め、同条第3項中「部」を「室」に改める。

第262条の25第2項中「企画調整室」を「企画調整課」に改める。

第262条の27中「保健福祉事務所分室に」を「総合振興局保健環境部児童相談分室に」に改め、同条の表中「保健福祉事務所分室名」を「総合振興局保健環境部児童相談分室名」に、「上川保健福祉事務所稚内分室」を「上川総合振興局保健環境部稚内児童相談分室」に改め

る。

第262条の28及び第270条中「所管支庁長」を「所管総合振興局長等」に改める。

「第6目 森づくりセンター」を「第6目 削除」に改める。

第270条の2から第270条の7までを次のように改める。

第270条の2から第270条の7まで 削除

「第7目 土木現業所」を「第7目 削除」に改める。

第270条の8から第270条の18までを次のように改める。

第270条の8から第270条の18まで 削除

「第2款 保健福祉事務所の長の所管に属する出先機関」を削る。

第3章第10節第1款中第270条の19の前に次の目名を付する。

第8目 食肉衛生検査所

第270条の22中「保健福祉事務所の長」を「総合振興局長」に改める。

「第3款 土木現業所の所管に属する出先機関」を「第2款 削除」に改める。

第271条から第273条までを次のように改める。

第271条から第273条まで 削除

第279条の3の表中「石狩保健福祉事務所保健福祉部健康推進課」を「石狩振興局保健環境部保健福祉室健康推進課」に、「後志保健福祉事務所保健福祉部健康推進課」を「後志総合振興局保健環境部保健福祉室健康推進課」に、「日高保健福祉事務所保健福祉部健康推進課」を「日高振興局保健環境部保健福祉室健康推進課」に、「網走保健福祉事務所北見地域保健部健康推進課」を「オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室健康推進課」に、「根室保健福祉事務所保健福祉部健康推進課」を「根室振興局保健環境部保健福祉室健康推進課」に、「各保健福祉事務所保健福祉部健康推進課及び地域保健部健康推進課」を「各総合振興局等の保健環境部保健福祉室健康推進課及び保健環境部地域保健室健康推進課」に改め、同表に次のように加える。

障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会	各総合振興局等の保健環境部保健福祉室社会福祉課
---------------------	-------------------------

別表第1から別表第2までを次のように改める。

別表第1（第41条関係）

総合振興局等の地方機関の名称、課及び室、位置並びに担当区域

1 地域政策部道税事務所

名 称	課	位 置	担 当 区 域
空知総合振興局地域政策部深川道税事務所		深川市	深川市 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町

後志総合振興局地域政策部小樽道税事務所	課税課 納税課	小樽市	小樽市 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
胆振総合振興局地域政策部苫小牧道税事務所	課税課 納税課	苫小牧市	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町
上川総合振興局地域政策部名寄道税事務所		名寄市	士別市 名寄市 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
オホーツク総合振興局地域政策部北見道税事務所	課税課 納税課	北見市	北見市 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町
オホーツク総合振興局地域政策部紋別道税事務所		紋別市	紋別市 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町

2 保健環境部社会福祉事務出張所

名 称	位 置	担 当 区 域
空知総合振興局保健環境部深川社会福祉事務出張所	深川市	妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
後志総合振興局保健環境部余市社会福祉事務出張所	余市町	余市町 仁木町 赤井川村 古平町 積丹町
後志総合振興局保健環境部寿都社会福祉事務出張所	寿都町	寿都町 黒松内町 島牧村
渡島総合振興局保健環境部松前社会福祉事務出張所	松前町	松前町
檜山振興局保健環境部北檜山社会福祉事務出張所	せたな町	今金町 せたな町
上川総合振興局保健環境部名寄社会福祉事務出張所	名寄市	剣淵町 下川町 美深町 中川町 音威子府村
留萌振興局保健環境部天塩社会福祉事務出張所	天塩町	遠別町 天塩町
宗谷総合振興局保健環境部鰹泊社会福祉事務出張所	利尻富士町	礼文町 利尻富士町 利尻町
オホーツク総合振興局保健環境	紋別市	滝上町 興部町 西興部村 雄武町

部紋別社会福祉事務出張所		
オホーツク総合振興局保健環境部遠軽社会福祉事務出張所	遠軽町	遠軽町 湧別町
根室振興局保健環境部中標津社会福祉事務出張所	中標津町	中標津町 標津町 羅臼町 別海町

3 保健環境部地域保健支所

名 称	位 置	担 当 区 域
空知総合振興局保健環境部由仁地域保健支所	由仁町	夕張市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町
石狩振興局保健環境部石狩地域保健支所	石狩市	石狩市
後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所	余市町	積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
渡島総合振興局保健環境部木古内地域保健支所	木古内町	松前町 福島町 知内町 木古内町
渡島総合振興局保健環境部森地域保健支所	森町	鹿部町 森町
渡島総合振興局保健環境部今金地域保健支所	今金町	今金町 せたな町
留萌振興局保健環境部天塩地域保健支所	天塩町	遠別町 天塩町
宗谷総合振興局保健環境部浜頓別地域保健支所	浜頓別町	浜頓別町 中頓別町 枝幸町
宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所	利尻町	礼文町 利尻町 利尻富士町
オホーツク総合振興局保健環境部遠軽地域保健支所	遠軽町	佐呂間町 遠軽町 湧別町
十勝総合振興局保健環境部新得地域保健支所	新得町	鹿追町 新得町 清水町
十勝総合振興局保健環境部広尾地域保健支所	広尾町	大樹町 広尾町
十勝総合振興局保健環境部本別地域保健支所	本別町	本別町 足寄町 陸別町

釧路総合振興局保健環境部標茶地域保健支所	標茶町	標茶町 弟子屈町
----------------------	-----	----------

4 保健環境部児童相談分室

名 称	位 置	担 当 区 域
上川総合振興局保健環境部稚内児童相談分室	稚内市	稚内市 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町

5 産業振興部商工労働事務所

名 称	位 置	担 当 区 域
後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所	小樽市	小樽市

6 産業振興部耕地出張所

名 称	位 置	担 当 区 域
空知総合振興局産業振興部東部耕地出張所	美瑛市	岩見沢市 美瑛市 三笠市 砂川市 歌志内市 上砂川町 奈井江町 月形町 浦臼町
空知総合振興局産業振興部南部耕地出張所	栗山町	夕張市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町
空知総合振興局産業振興部北部耕地出張所	深川市	芦別市 赤平市 滝川市 深川市 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
上川総合振興局産業振興部南部耕地出張所	中富良野町	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村
上川総合振興局産業振興部中部耕地出張所	旭川市	旭川市 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町
上川総合振興局産業振興部北部耕地出張所	士別市	士別市 名寄市 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町
オホーツク総合振興局産業振興部東部耕地出張所	網走市	網走市 美幌町 斜里町 清里町 小清水町 大空町
オホーツク総合振興局産業振興	北見市	北見市 津別町 訓子府町 置戸町

部中部耕地出張所		佐呂間町
オホーツク総合振興局産業振興部西部耕地出張所	紋別市	紋別市 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町
十勝総合振興局産業振興部南部耕地出張所	芽室町	帯広市 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村
十勝総合振興局産業振興部北部耕地出張所	音更町	音更町 士幌町 上士幌町 本別町 足寄町 陸別町
十勝総合振興局産業振興部東部耕地出張所	幕別町	更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 浦幌町

7 産業振興部水産技術普及指導所

名 称	位 置	担 当 区 域
石狩振興局産業振興部石狩地区水産技術普及指導所	石狩市	石狩市
後志総合振興局産業振興部後志北部地区水産技術普及指導所	余市町	小樽市 積丹町 古平町 余市町
後志総合振興局産業振興部後志南部地区水産技術普及指導所	岩内町	島牧村 寿都町 蘭越町 岩内町 泊村 神恵内村
胆振総合振興局産業振興部胆振地区水産技術普及指導所	室蘭市	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 豊浦町 白老町 厚真町 洞爺湖町 むかわ町
日高振興局産業振興部日高地区水産技術普及指導所	浦河町	日高町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
渡島総合振興局産業振興部渡島西部地区水産技術普及指導所	松前町	松前町 福島町
渡島総合振興局産業振興部渡島中部地区水産技術普及指導所	函館市	函館市 北斗市 知内町 木古内町
渡島総合振興局産業振興部渡島北部地区水産技術普及指導所	森町	鹿部町 森町 八雲町（檜山振興局産業振興部檜山南部地区水産技術普及指導所の担当区域を除く。） 長万部町
檜山振興局産業振興部檜山南部地区水産技術普及指導所	江差町	八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊

		石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。） 江差町 上ノ国町 乙部町			川町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
檜山振興局産業振興部奥尻地区水産技術普及指導所	奥尻町	奥尻町	胆振総合振興局森林室豊浦事務所	豊浦町	室蘭市 登別市 伊達市 豊浦町 洞爺湖町 壮瞥町
檜山振興局産業振興部檜山北部地区水産技術普及指導所	せたな町	せたな町	日高振興局森林室平取事務所	平取町	日高町 平取町
留萌振興局産業振興部留萌南部地区水産技術普及指導所	留萌市	留萌市 増毛町 小平町	檜山振興局森林室北檜山事務所	せたな町	今金町 せたな町
留萌振興局産業振興部留萌北部地区水産技術普及指導所	羽幌町	苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 幌延町	上川総合振興局南部森林室富良野事務所	富良野市	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村
宗谷総合振興局産業振興部稚内地区水産技術普及指導所	稚内市	稚内市 猿払村 浜頓別町 枝幸町 豊富町	留萌振興局森林室天塩事務所	天塩町	初山別村 遠別町 天塩町
宗谷総合振興局産業振興部礼文地区水産技術普及指導所	礼文町	礼文町	オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所	遠軽町	遠軽町 湧別町
宗谷総合振興局産業振興部利尻地区水産技術普及指導所	利尻富士町	利尻町 利尻富士町	十勝総合振興局森林室足寄事務所	足寄町	士幌町 上士幌町 本別町 足寄町 陸別町
オホーツク総合振興局産業振興部網走西部地区水産技術普及指導所	紋別市	紋別市 佐呂間町 湧別町 興部町 雄武町	十勝総合振興局森林室大樹事務所	大樹町	更別村 大樹町 広尾町 幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。）
オホーツク総合振興局産業振興部網走東部地区水産技術普及指導所	網走市	北見市 網走市 斜里町 小清水町 大空町	釧路総合振興局森林室音別事務所	釧路市	釧路市（音別町、音別町音別、音別町音別原野基線、音別町音別原野北1線、音別町音別原野第2基線、音別町音別原野西1線から音別町音別原野西5線まで、音別町音別原野東1線から音別町音別原野東3線まで、音別町上音別、音別町カラマンベツ、音別町サトンベツ、音別町尺別、音別町尺別原野、音別町尺別原野基線、音別町尺別原野西1線、音別町尺別原野東1線、音別町尺別原野東2線、音別町タンネナイ、音別町チャンベツ、音別町チャンベツ右岸、音別町直別、音別町直別裏通、音別町直別停車場通、音別町直別仲通、音別町直別原野基線、音別町直別原野西1
十勝総合振興局産業振興部十勝地区水産技術普及指導所	広尾町	大樹町 広尾町 豊頃町 浦幌町			
釧路総合振興局産業振興部釧路地区水産技術普及指導所	厚岸町	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 白糠町			
根室振興局産業振興部根室地区水産技術普及指導所	根室市	根室市 別海町 標津町 羅臼町			
8 森林室事務所					
名 称	位 置	担 当 区 域			
空知総合振興局森林室砂川事務所	砂川市	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 奈井江町 上砂			

		線、音別町直別原野東1線から音別町直別原野東4線まで、音別町シベツ川右岸、音別町中音別、音別町浪若、音別町ヌプキベツ、音別町ヌプキベツ原野基線、音別町ヌプキベツ原野西1線、音別町ヌプキベツ原野西2線、音別町馬主来、音別町馬主来原野、音別町ホロオンベツ、音別町ムリ、音別町ムリ原野基線、音別町ムリ原野第2基線、音別町ムリ原野西1線、音別町川東1丁目、音別町川東2丁目、音別町あけぼの1丁目、音別町あけぼの2丁目、音別町朝日1丁目から音別町朝日3丁目まで、音別町海光1丁目から音別町海光3丁目まで、音別町共栄1丁目、音別町共栄2丁目、音別町中園1丁目、音別町中園2丁目、音別町風連1丁目、音別町緑町1丁目、音別町緑町2丁目、音別町本町1丁目から音別町本町3丁目まで及び音別町若草1丁目の区域に限る。) 鶴居村 白糠町
--	--	--

9 建設管理部出張所

名 称	室	位 置	担 当 区 域
空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所	施設保全室	千歳市	千歳市 恵庭市 北広島市
空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所	施設保全室	岩見沢市	岩見沢市 美瑛市 三笠市 月形町
空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所	施設保全室	滝川市	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町 雨竜町
空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所	施設保全室	深川市	深川市 妹背牛町 秩父別町 北竜町 沼田町
空知総合振興局札幌	施設保全	当別町	江別市 石狩市 当別町 新篠津村

建設管理部当別出張所	室		
空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所	施設保全室	長沼町	夕張市 南幌町 由仁町 長沼町 栗山町
後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所	施設保全室	蘭越町	蘭越町 黒松内町 寿都町 島牧村
後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所	施設保全室	余市町	余市町 仁木町 古平町 積丹町
後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所		共和町	神恵内村 泊村 岩内町 共和町
後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所	施設保全室	真狩村	倶知安町 京極町 喜茂別町 留寿都村 真狩村 ニセコ町
胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所	施設保全室	苫小牧市	苫小牧市 厚真町 安平町 むかわ町
胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所	施設保全室	洞爺湖町	伊達市 豊浦町 壮瞥町 洞爺湖町
胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所	施設保全室	登別市	室蘭市 登別市 白老町
胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所	施設保全室	日高町	日高町 平取町 新冠町 新ひだか町 (三石の区域を除く。)
胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所	施設保全室	浦河町	浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町 (三石の区域に限る。)
渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所	施設保全室	松前町	松前町 福島町 知内町 木古内町
渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張	施設保全室	八雲町	森町 八雲町 (渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所の担当区域を

所			除く。) 長万部町	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所	施設保全室	北見市	北見市 訓子府町 置戸町
渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所	施設保全室	江差町	八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。） 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町	オホーツク総合振興局網走建設管理部紋別出張所	施設保全室	紋別市	紋別市 滝上町
渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所	施設保全室	奥尻町	奥尻町	オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所		斜里町	斜里町 清里町 小清水町
渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所	施設保全室	今金町	今金町 せたな町	オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所	施設保全室	遠軽町	佐呂間町 遠軽町 湧別町
上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所	施設保全室	士別市	士別市 名寄市（風連町の区域に限る。） 和寒町 剣淵町 下川町	オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所	施設保全室	興部町	興部町 西興部村 雄武町
上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所	施設保全室	富良野市	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村	十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所	施設保全室	鹿追町	鹿追町 新得町 清水町
上川総合振興局旭川建設管理部美深出張所	施設保全室	美深町	名寄市（風連町の区域を除く。） 美深町 音威子府村 中川町	十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所	施設保全室	大樹町	更別村 大樹町 広尾町 幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。）
留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所	施設保全室	羽幌町	苫前町 羽幌町 初山別村	十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所	施設保全室	足寄町	本別町 足寄町 陸別町
留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所		遠別町	遠別町 天塩町	十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所	施設保全室	浦幌町	豊頃町 浦幌町
宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所		枝幸町	浜頓別町 中頓別町 枝幸町	釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所	施設保全室	厚岸町	釧路町 厚岸町 浜中町
宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所	施設保全室	礼文町	礼文町	釧路総合振興局釧路建設管理部根室出張所		根室市	根室市
宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所	施設保全室	利尻町	利尻町 利尻富士町				

釧路総合振興局釧路建設管理部弟子屈出張所	施設保全室	弟子屈町	標茶町 弟子屈町
釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所	施設保全室	中標津町	別海町 中標津町 標津町 羅臼町

10 建設管理部ダム建設事務所

名	称	位	置
空知総合振興局札幌建設管理部当別ダム建設事務所		当別町	
胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所		厚真町	

11 建設管理部空港管理事務所

名	称	位	置
オホーツク総合振興局網走建設管理部女満別空港管理事務所		大空町	
オホーツク総合振興局網走建設管理部オホーツク紋別空港管理事務所		紋別市	
釧路総合振興局釧路建設管理部中標津空港管理事務所		中標津町	

別表第1の2（第41条関係）

産業振興部農業改良普及センターの名称、位置及び管轄区域

名	称	位	置	管	轄	区	域
空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター		岩見沢市		夕張市	岩見沢市	美唄市	芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 南幌町 上砂川町 奈井江町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター		恵庭市		札幌市	江別市	千歳市	恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津村
後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター		倶知安町		小樽市	余市町	仁木町	赤井川村 古平町 積丹町 神恵内村 泊村 岩内町 共和町 倶知安町 京極

		町 喜茂別町 留寿都村 真狩村 ニセコ町 蘭越町 寿都町 島牧村 黒松内町
胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター	伊達市	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 壮瞥町 豊浦町 厚真町 白老町 洞爺湖町 安平町 むかわ町
日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター	新ひだか町	浦河町 様似町 えりも町 日高町 平取町 新冠町 新ひだか町
渡島総合振興局産業振興部渡島農業改良普及センター	北斗市	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町（檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センターの管轄区域を除く。） 長万部町
檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター	江差町	八雲町（熊石折戸町、熊石泉岱町、熊石相沼町、熊石館平町、熊石泊川町、熊石黒岩町、熊石見日町、熊石大谷町、熊石鮎川町、熊石平町、熊石畳岩町、熊石根崎町、熊石雲石町、熊石鳴神町、熊石西浜町及び熊石関内町の区域に限る。） 江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター	当麻町	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 幌加内町 鷹栖町 東川町 東神楽町 比布町 当麻町 愛別町 上川町 美瑛町 下川町 美深町 中川町 音威子府村 剣淵町 和寒町 上富良野町 中富良野町 占冠村 南富良野町
留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター	羽幌町	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター	中頓別町	稚内市 幌延町 猿払村 豊富町 礼文町 利尻富士町 利尻町 浜頓別町 中頓別町 枝幸町
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター	北見市	網走市 北見市 紋別市 美幌町 津別町 大空町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町

十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター	中札内村	帯広市 中札内村 更別村 芽室町 清水町 新得町 鹿追町 士幌町 上士幌町 音更町 幕別町 池田町 本別町 豊頃町 浦幌町 広尾町 大樹町 足寄町 陸別町
釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター	標茶町	釧路市 釧路町 鶴居村 厚岸町 浜中町 白糠町 標茶町 弟子屈町
根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター	別海町	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

別表第 1 の 3 （第41条関係）

総合振興局等の地方機関の支所の名称、位置及び担当区域

1 産業振興部農業改良普及センターの支所

名 称	位 置	担 当 区 域
空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター空知南東部支所	栗山町	夕張市 由仁町 栗山町
空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター空知南西部支所	長沼町	南幌町 長沼町
空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター中空知支所	新十津川町	芦別市 赤平市 滝川市 砂川市 歌志内市 奈井江町 上砂川町 浦臼町 新十津川町
空知総合振興局産業振興部空知農業改良普及センター北空知支所	深川市	深川市 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター石狩北部支所	当別町	石狩市 当別町 新篠津村
後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター南後志支所	黒松内町	島牧村 寿都町 黒松内町
後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター北後志支所	余市町	小樽市 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター東胆振支所	むかわ町	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むかわ町

日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター日高東部支所	浦河町	浦河町 様似町 えりも町
日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター日高西部支所	平取町	日高町 平取町
渡島総合振興局産業振興部渡島農業改良普及センター渡島南部支所	知内町	松前町 福島町 知内町 木古内町
渡島総合振興局産業振興部渡島農業改良普及センター渡島北部支所	八雲町	八雲町（檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センターの管轄区域を除く。） 長万部町
檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター檜山北部支所	せたな町	今金町 せたな町
上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター富良野支所	富良野市	富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町 占冠村
上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター大雪支所	美瑛町	東神楽町 東川町 美瑛町
上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター士別支所	士別市	士別市 和寒町 剣淵町
上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター名寄支所	名寄市	名寄市 下川町
上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及センター上川北部支所	美深町	美深町 音威子府村 中川町
留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター南留萌支所	留萌市	留萌市 増毛町 小平町
留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター北留萌支所	天塩町	天塩町
宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所	豊富町	稚内市 幌延町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター清里支所	清里町	斜里町 清里町 小清水町
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター網	網走市	網走市

走支所			根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター北根室支所	中標津町	中標津町 標津町 羅臼町
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター美幌支所	美幌町	美幌町 津別町 大空町	2 産業振興部水産技術普及指導所の支所		
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター遠軽支所	遠軽町	遠軽町 佐呂間町 湧別町	名 称	位 置	担 当 区 域
オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター紋別支所	紋別市	紋別市 滝上町 興部町 西興部村 雄武町	日高振興局産業振興部日高地区水産技術普及指導所静内支所	新ひだか町	日高町 新冠町 新ひだか町
十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東部支所	池田町	幕別町（十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝南部支所の担当区域を除く。） 池田町 豊頃町 浦幌町	宗谷総合振興局産業振興部稚内地区水産技術普及指導所枝幸支所	枝幸町	浜頓別町 枝幸町
十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝東北部支所	足寄町	本別町 足寄町 陸別町	根室振興局産業振興部根室地区水産技術普及指導所標津支所	標津町	別海町 標津町 羅臼町
十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝北部支所	士幌町	音更町 士幌町 上士幌町	別表第2 削除		
十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝西部支所	清水町	鹿追町 新得町 清水町	別表第2の2を削る。		
十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター十勝南部支所	大樹町	大樹町 広尾町 幕別町（忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類元忠類、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成の区域に限る。）	別表第3中「檜山郡江差町」を「江差町」に、「二海郡八雲町」を「八雲町」に、「虻田郡倶知安町」を「倶知安町」に、「岩内郡岩内町」を「岩内町」に、「沼田町 幌加内町」を「沼田町」に、「浦河郡浦河町」を「浦河町」に、「日高郡新ひだか町」を「新ひだか町」に、「鷹栖町」を「幌加内町 鷹栖町」に、「天塩町 幌延町」を「天塩町」に、「猿払村」を「幌延町 猿払村」に、「標津郡中標津町」を「中標津町」に改める。		
釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路東部支所	浜中町	厚岸町 浜中町	別表第3の2中「上磯郡木古内町」を「木古内町」に、「茅部郡森町」を「森町」に、「瀬棚郡今金町」を「今金町」に、「余市郡余市町」を「余市町」に、「夕張郡由仁町」を「由仁町」に、「天塩郡天塩町」を「天塩町」に、「天塩町 幌延町」を「天塩町」に、「枝幸郡浜頓別町」を「浜頓別町」に、「利尻郡利尻町」を「利尻町」に、「紋別郡遠軽町」を「遠軽町」に、「上川郡新得町」を「新得町」に、「広尾郡広尾町」を「広尾町」に、「中川郡本別町」を「本別町」に、「川上郡標茶町」を「標茶町」に改める。		
釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路中西部支所	釧路市	釧路市 鶴居村 白糠町	別表第4中「鷹栖町」を「幌加内町 鷹栖町」に、「幌延町 稚内市」を「稚内市 幌延町」に、「沼田町 幌加内町」を「沼田町」に改める。		
			別表第4の2中「猿払村」を「幌延町 猿払村」に改める。		
			別表第5の3を次のように改める。		
			別表第5の3（第267条関係）		
			家畜保健衛生所の名称、位置及び管轄区域		
			名 称	位 置	管 轄 区 域
			北海道空知家畜保健衛生所	岩見沢市	夕張市 岩見沢市 美瑛市 芦別市

		赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 南幌町 奈井 江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川 町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町
北海道石狩家畜保健衛生所	札幌市	札幌市 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市 当別町 新篠津 村
北海道後志家畜保健衛生所	倶知安町	小樽市 島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿 都村 喜茂別町 京極町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
北海道胆振家畜保健衛生所	登別市	室蘭市 苫小牧市 登別市 伊達市 豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞爺湖町 安平町 むかわ町
北海道日高家畜保健衛生所	新ひだか町	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様似町 えりも町 新ひだか町
北海道渡島家畜保健衛生所	函館市	函館市 北斗市 松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万部町
北海道檜山家畜保健衛生所	江差町	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部 町 奥尻町 今金町 せたな町
北海道上川家畜保健衛生所	旭川市	旭川市 士別市 名寄市 富良野市 幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当 麻町 比布町 愛別町 上川町 東 川町 美瑛町 上富良野町 中富良 野町 南富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子 府村 中川町
北海道留萌家畜保健衛生所	幌延町	留萌市 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
北海道宗谷家畜保健衛生所	浜頓別町	稚内市 幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文 町 利尻町 利尻富士町
北海道網走家畜保健衛生所	北見市	北見市 網走市 紋別市 美幌町

		津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠 軽町 湧別町 滝上町 興部町 西 興部村 雄武町 大空町
北海道十勝家畜保健衛生所	帯広市	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾 町 幕別町 池田町 豊頃町 本別 町 足寄町 陸別町 浦幌町
北海道釧路家畜保健衛生所	釧路市	釧路市 釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
北海道根室家畜保健衛生所	別海町	根室市 別海町 中標津町 標津町 羅臼町

別表第 6 から別表第 7 の 4 までを次のように改める。

別表第 6 から別表第 7 の 4 まで 削除

別表第 7 の 5 中

北海道八雲食肉衛生検 査所	二世郡八雲町	鹿部町 森町 八雲町 長万部町 今金町 せたな町
北海道早来食肉衛生検 査所	勇払郡安平町	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むか わ町

を

北海道早来食肉衛生検 査所	安平町	苫小牧市 白老町 厚真町 安平町 むか わ町
北海道八雲食肉衛生検 査所	八雲町	鹿部町 森町 八雲町 長万部町 今金町 せたな町

に、「網走郡大空町」を「大空町」に改める。

別表第 7 の 6 を削る。

別表第 8 中「室、課、」を「局、室（課に置く室を除く。）、課及び」に、「課に置く室及びセンター」を「第 6 条第 3 項に規定する課の室等」に、「上司を補佐し」を「上司の命を受け」に、「処理し、掌理する」を「掌理し、又は整理する」に、

出納局	局長	会計管理者（知事の権限に属する事務に関しては、 知事）の命を受け、出納局の事務を掌理し、所属の
-----	----	--

		職員を指揮監督する。
部、室（課に置く室を除く。）及び局	参事	上司の命を受け、別表第8その2の左欄に掲げる組織の区分に応じ、当該右欄に掲げる事務に従事するとともに、関係事務を整理する。
課	参事	上司の命を受け、課の主管に属する事務の一部に従事するとともに、関係事務を整理する。

を

出納局	局長	会計管理者（知事の権限に属する事務に関しては、知事）の命を受け、出納局の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
-----	----	--

に、

人事局法制文書課文書館	北海道立文書館長	上司の命を受け、文書館の事務を掌理する。
人事局職員厚生課	医療参事	上司の命を受け、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく職員の健康管理等の事務に従事する。

を

人事局法制文書課文書館	北海道立文書館長	上司の命を受け、文書館の事務を掌理する。
-------------	----------	----------------------

に改め、同表の保健福祉部の部から水産林務部の部までを削る。

別表第8その2を削る。

別表第9部の項中「の事務」の次に「（部長が別に定めるものに限る。）」を加え、同表中

局	局次長	局長を補佐し、局の主管に属する特定の事務を整理する。
---	-----	----------------------------

を

局	局次長	局長を補佐し、局の主管に属する特定の事務（部長が別に定めるものに限る。）を整理する。
	担当局長	上司の命を受け、局の主管に属する特定の事務（部長が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。

に改め、同表部に置く室の項中「部」の次に「及び局」を加え、同項の次に次のように加える。

部、室（課に置く室を除く。）及び局	参事	上司の命を受け、部、室（課に置く室を除く。）及び局の主管に属する特定の事務（部長（出納局長を含む。）が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
課	担当課長	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（部長（出納局長を含む。）が別に定めるものに限る。）に従事するとともに、関係事務を整理する。
	参事	上司の命を受け、課の主管に属する特定の事務（部長（出納局長を含む。）が別に定めるものに限る。）に従事する。

別表第9部、局、室、局に置く室、課、センター、課に置く室等の項中「室、局に置く室」を「室（課に置く室を除く。）」に、「、センター、課に置く室等」を「及びセンター並びに第6条第3項に規定する課の室等」に改め、同項の次に次のように加える。

総合政策部	地域振興監	上司の命を受け、地域振興、地域主権の推進、市町村その他公共団体の行政及び統計調査に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
経済部	観光振興監	上司の命を受け、観光振興対策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
農政部	食の安全推進監	上司の命を受け、食の安全・安心に係る施策の推進、北海道米の消費拡大及び家畜衛生対策に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。

別表第9保健福祉部の項を削り、保健福祉部施設運営指導課の項から保健福祉部福祉局福祉援護課の項までを次のように改める。

総合政策部科学IT振興局総合研究機構運営支援室	企画主幹	上司の命を受け、地方独立行政法人北海道立総合研究機構の運営の推進管理に関する事務に従事する。
総務部人事局職員厚生課	医療参事	上司の命を受け、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく職員の健康管理等の事務に従事する。
保健福祉部	医療参事	上司の命を受け、公共団体又は公共的団体の保健、医療及び福祉に関する指導等の事務に従事する。

保健福祉部施設運営指導課	医療指導参事	上司の命を受け、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指導及び監査に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指導及び監査に関する事務に従事する。
保健福祉部医療政策局医療薬務課	医療参事	上司の命を受け、医療技術に関する指導等の事務に従事する。
保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室	医療参事	上司の命を受け、医療供給体制の整備並びに医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整に関する事務に従事する。
保健福祉部医療政策局道立病院室	医療指導参事	上司の命を受け、道立病院の医療供給体制の整備並びに医療技術者の養成及び確保に係る企画及び調整に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、国民健康保険医療担当者の指導観察に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
保健福祉部健康安全局	医療指導参事	上司の命を受け、国民健康保険医療担当者の指導観察に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、国民健康保険医療担当者の指導観察に関する事務に従事する。
	医療参事	上司の命を受け、地域保健及び健康危機管理に関する事務並びに歯科保健に関する指導等の事務に従事する。
保健福祉部福祉局福祉援護課	医療指導参事	上司の命を受け、医療技術に係る生活保護業務等の指導監察に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	医療参事	上司の命を受け、医療技術に係る生活保護業務等の指導監察に関する事務に従事する。
保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課	医療参事	上司の命を受け、高齢者保健福祉等の保健医療、老人福祉施設及び有料老人ホームの指導及び監査に関する指導等の事務に従事する。
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課	医療参事	上司の命を受け、精神保健福祉等の保健医療に関する指導等の事務に従事する。
保健福祉部子	医療参事	上司の命を受け、母子保健等の保健医療に関する指導等の

ども未来推進局		事務に従事する。
農政部食の安全推進室技術普及課	首席普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、普及指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	上席普及指導員	上司の命を受け、担任の試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、普及指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	総括普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、普及指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	主任普及指導員	上司の命を受け、担任の試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、普及指導員の指導等に関する事務に従事する。
水産林務部水産局水産振興課	首席普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業普及指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	総括普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業普及指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	主任普及指導員	上司の命を受け、沿岸漁業の技術の普及（水産技術普及指導所に在勤する者に限る。）、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、水産業普及指導員の指導等に関する事務に従事する。
水産林務部森林環境局森林活用課	首席普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業普及指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
	総括普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業普及指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該事務を整理する。
	主任普及指導員	上司の命を受け、試験研究機関等との連絡、専門の事項の調査研究、林業普及指導員の指導等に関する事務に従事する。

別表第10の(1)の表出先機関の項中「、環境科学研究センター」を削り、「、精神保健福祉センター、食品加工研究センター、森づくりセンター」を「及び精神保健福祉センター」に改め、「、花・野菜技術センターにあっては場長」を削り、同項の次に次のように加える。

総合振興局等	副局長（地域政策部・保健環境部・産業振興部担当）	総合振興局長等を補佐し、総合振興局等の所掌する事務（総合振興局及び留萌振興局にあっては、建設管理部の所掌事務を除く。）を掌理する。
総合振興局及び留萌振興局	副局長（建設管理部担当）	総合振興局長又は留萌振興局長を補佐し、総合振興局又は留萌振興局の建設管理部の所掌事務を掌理する。

別表第10の(1)の表室（環境科学研究センターの部に置く室を除く。）の項中「（環境科学研究センターの部に置く室を除く。）」を削り、同表環境科学研究センターの部に置く室の項、林業試験場の部の科及び分場林産試験場の部の科の項及び北方建築総合研究所の項を削り、同表保健福祉事務所の児童相談部の項中「保健福祉事務所の児童相談部」を「総合振興局等の保健環境部児童相談室」に改め、同表子ども総合医療・療育センターに置くセンターの項の次に次のように加える。

高等技術専門学院の能力開発総合センター	センター長	上司の命を受け、センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
---------------------	-------	-----------------------------------

別表第10の(1)の表工業試験場の技術支援センター林業試験場の緑化樹センターの項、農業試験場の技術普及部の項、中央水産試験場栽培水産試験場釧路水産試験場の項、林業試験場の項及び林業試験場林産試験場の項を削り、別表第10の(2)の表中「支庁」を「総合振興局等」に、「普及指導センター」を「産業振興部農業改良普及センター」に、「水産技術普及指導所」を「産業振興部水産技術普及指導所」に、「室蘭土木現業所の出張所」を「胆振総合振興局室蘭建設管理部出張所」に、「土木現業所の出張所」を「総合振興局及び留萌振興局の建設管理部出張所」に改める。

別表第11の(1)の表を次のように改める。

(1) 出先機関又はその内部組織に置くことができる職及びその職務

組 織	職 名	職 務
振興局（留萌振興局を除く。）	副局長	振興局所管区域内の社会資本整備（総合振興局の建設管理部の所掌事務に係るものに限る。）に関する特命事項を処理する。
東京事務所	副所長	所長等（別表第10に規定する所長等をい

心身障害者総合相談所 アイヌ民族文化研究センター 衛生研究所 計量検定所 漁業研修所		う。）を補佐し、当該出先機関の所掌する事務を整理する。
看護学院	副学院長	
開拓記念館	副館長	
肢体不自由児施設 道立病院 道立精神科病院	副院長	
農業大学校	副校長	
原子力環境センター 総合振興局等の保健環境部保健福祉室及び保健環境部地域保健室 高等技術専門学院 障害者職業能力開発校 総合振興局等の森林室 家畜保健衛生所 食肉衛生検査所	次長	部長を補佐し、部の事務を整理する。
子ども総合医療・療育センター	小児医療監 療育監	
子ども総合医療・療育	副看護部長	

センターの 看護部				所		る。	
石狩振興局 保健環境部 児童相談室	次長	室長を補佐し、室の事務を整理する。		高等技術専 門学院の訓 練課、訓練 第二課及び 能力開発総 合センター 障害者職業 能力開発校 の訓練第二 課	主幹	上司の命を受け、民間人材育成支援に関する 特定の事務に従事する。	
総合振興局 等	技監	総合振興局長等を補佐し、保健、医療及び福 祉に関する専門の技術について総括整理する。		道立病院の 課 道立精神科 病院の課	主幹	上司の命を受け、医事に関する特定の事務に 従事する。	
総合振興局 等の部	参事	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特 定の事務（総合振興局長等が別に定めるもの に限る。）に従事する。		子ども総合 医療・療育 センターの 医療安全推 進室	主幹	上司の命を受け、医療安全に関する特定の事 務に従事する。	
総合振興局 等の保健環 境部	医療参事	上司の命を受け、保健、医療及び福祉に関す る専門の技術に係る事務に従事する。		子ども総合 医療・療育 センターの 企画総務課		上司の命を受け、医療管理に関する特定の事 務に従事する。	
総合振興局 等の保健環 境部保健福 祉室及び保 健環境部地 域保健室	医療参事	上司の命を受け、保健、医療及び福祉に関す る指導等の事務に従事する。					
総合振興局 等の部、室、 課及び課に 置く室	主幹	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特 定の事務（総合振興局長等が別に定めるもの に限る。）に従事する。					
衛生学院の 課	課長補佐	課長を補佐し、課の事務を整理する。		総合振興局 等の部、室、 課及び課に 置く室 東京事務所 の室、課及 び支所 札幌道税事 務所の課 サハリン事 務所 原子力環境 センターの 課 開拓記念館 の部の課	主査	上司の命を受け、当該組織の主管に属する特 定の事務を処理する。	
江差病院、 紋別病院及 び羽幌病院 の保健医療 連携室	副室長	室長を補佐し、室の事務を整理する。					
東京事務所 の室及び課	主幹	課長を補佐し、当該組織の主管に属する特定 の事務を処理し、掌理する。					
消防学校の 教務課	主任講師	上司の命を受け、消防教育に係る調査研究及 び講師等の指導助言に関する事務に従事する。					
農業大学校 の教務課		上司の命を受け、主査等の指導助言に関する 事務に従事する。					
病虫害防除	主幹	上司の命を受け、所の所掌する事務を整理す					

女性相談援助センターの課 道立病院 道立病院の課 道立精神科病院の課 子ども総合医療・療育センター 子ども総合医療・療育センターの部、室、課及び室の課 道立診療所 衛生学院の課 心身障害者総合相談所の課 精神保健福祉センターの部 身体障害者リハビリテーションセンターの課 肢体不自由児施設の課 児童自立支援施設の課 計量検定所の課 高等技術専門学院の能力開発総合センター 障害者職業能力開発校の訓練第二					課 農業大学の部及び部の室 病虫害防除所 漁業研修所の課 家畜保健衛生所 家畜保健衛生所の課及び室 食肉衛生検査所の課		
					消防学校	講師	上司の命を受け、教科を担当し、学生等の教育及び指導の業務に従事する。
					漁業研修所の課	研修主査	上司の命を受け、研修の実施に関する事務を処理する。
					総合振興局等の保健環境部 精神保健福祉センター 計量検定所 食肉衛生検査所	主任技師	上司の命を受け、専門の技術に関し、所長等を補佐する。
					子ども総合医療・療育センター	検査部 手術部 放射線部	上司の命を受け、部の専門の技術に関し、部長を補佐する。
					総合振興局及び留萌振興局の建設管理部事業室事業課		上司の命を受け、課の専門の技術に関し、課長を補佐する。
					精神保健福	副部長	部長を補佐し、部の事務を整理する。

祉センター の部						事する。
総合振興局 等の産業振 興部の整備 課、農村振 興課及び林 務課	検査専門員	上司の命を受け、事業の検査及び施行管理の 事務に従事する。			学芸主査	上司の命を受け、担任の開拓記念館の展示資 料の収集、保存及び展示並びに調査及び研究 に関する事務を処理する。
総合振興局 等の産業振 興部の整備 課及び農村 振興課	用地専門員	上司の命を受け、事業用地の取得及びこれに 係る補償の事務に従事する。		試験研究機 関を所掌す る出先機関 の部、セン ター及びセン ターの部	主任研究員	部長（部の置かれていない出先機関にあって は、所長等）を補佐するとともに、上司の命 を受け、担任の試験、研究調査等に従事する。
総合振興局 等の保健環 境部保健福 祉室保健福 祉企画課及 び保健環境 部地域保健 室企画総務 課	企画主幹	上司の命を受け、市町村支援、介護保険サー ビス事業者の指導及び監督並びに医療薬事監 視業務を統轄する事務に従事する。			研究主査	上司の命を受け、担任の試験、研究調査等 に関する事務を処理する。
総合振興局 等の保健環 境部保健福 祉室及び保 健環境部地 域保健室の 健康推進課 及び子ども ・保健推進 課		上司の命を受け、保健、医療及び福祉に係る 業務を調査する事務に従事する。		アイヌ民族 文化研究セ ンター	研究主幹	上司の命を受け、担当の研究調査等に従事す る。
総合振興局 及び留萌振 興局の建設 管理部事業 室事業課	主任公物管 理員	上司の命を受け、公物管理員を指揮して公共 土木施設等のパトロール及び現地確認に関す る業務に従事する。		心身障害者 総合相談所 身体障害者 リハビリ テーション センター 児童相談所 診療所	医長	医療に関し、所長等を補佐し、診療業務を処 理する。
開拓記念館 の部	主任学芸員	部長を補佐するとともに、上司の命を受け、 担任の開拓記念館の展示資料の収集、保存及 び展示並びに調査及び研究に関する事務に従		道立病院 道立精神科 病院 子ども総合 医療・療育 センターの 看護部 肢体不自由 児施設	看護師長	上司の命を受け、看護業務を処理する。
				道立病院 道立精神科 病院	副総看護師 長	総看護師長を補佐し、担任の看護業務を整理 する。
					栄養指導科 長	上司の命を受け、担任の栄養指導業務に従事 する。
					放射線科長	上司の命を受け、担任の放射線業務に従事す る。
					臨床検査科 長	上司の命を受け、担任の臨床検査業務に従事 する。
					指導科長	上司の命を受け、担任の指導業務に従事する。

	理学療法科 長	上司の命を受け、担任の理学療法業務に従事する。
	作業療法科 長	上司の命を受け、担任の作業療法業務に従事する。
	デイ・ケア 科長	上司の命を受け、担任のデイ・ケア業務に従事する。
	臨床工学科 長	上司の命を受け、担任の臨床工学業務に従事する。
道立病院 道立精神科 病院 子ども総合 医療・療育 センターの 看護部	副看護師長	看護師長を補佐し、担任の看護業務を整理する。
総合振興局 等の森林室 普及課	技術主幹	上司の命を受け、普及活動に関する特定の事務に従事する。

別表第11の(2)の表中「支庁の道税事務所」を「総合振興局の地域政策部道税事務所」に、「支庁の普及指導センター」を「総合振興局等の産業振興部農業改良普及センター」に、

「
支庁の耕地出
張所
土木現業所の
出張所
土木現業所の
ダム建設事務
所
室蘭土木現業
所の出張所の
総合治水事務
所
」
を
「
総合振興局の
産業振興部耕
地出張所
総合振興局及
び留萌振興局
の建設管理部
出張所
総合振興局の
建設管理部ダ
ム建設事務所
胆振総合振興
局室蘭建設管
理部出張所の
総合治水事務
所
総合振興局建
設管理部空港
港湾事務所
」
に、「支庁の水産技術普及指導所」を「総合

振興局等の産業振興部水産技術普及指導所」に、

「
土木現業所の
出張所
」
を
「
総合振興局及
び留萌振興局
の建設管理部
出張所
」
室長
に、
「
土木現業所の
ダム建設事務
所
」
主幹
を
「
総合振興局の
建設管理部ダ
ム建設事務所
」
主幹
に、「上川保健福祉事
務所稚内分室」を「上川総合振興局保健環境部稚内児童相談分室」に、

「
支庁の耕地出
張所
保健福祉事務
所の支所
土木現業所の
出張所
土木現業所の
ダム建設事務
所
室蘭土木現業
所の出張所の
総合治水事務
所
」
を
「
総合振興局の
産業振興部耕
地出張所
総合振興局等
の保健環境部
地域保健支所
総合振興局及
び留萌振興局
の建設管理部
出張所
総合振興局の
建設管理部ダ
ム建設事務所
胆振総合振興
局室蘭建設管
理部出張所の
総合治水事務
所
」
に、「支庁の商工労働事務所」を「総合振興局

の産業振興部商工労働事務所」に、「森づくりセンターの事務所」を「総合振興局等の森林室事務所」に改める。

別表第16中「支庁の」を「総合振興局等の」に、「保健福祉事務所の保健福祉部社会福祉課」を「保健環境部保健福祉室社会福祉課」に、「後志支庁小樽商工労働事務所長」を「後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所長」に、「中央農業試験場生産環境部長」を「農政部食の安全推進局食品政策課農業環境担当課長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁及び出先機関の内部組織の相当の職員となるものとする。

総務部行政改革局（参事の職務に係る者（公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第2条第1項の規定により北海道公立大学法人札幌医科大学に派遣している職員を含む。）に限る。）	総務部大学法人運営支援室
総務部行政改革局行政改革課（公益法人グループの職員である者に限る。）	総務部行政改革局法人団体課
総務部人事局（参事の職務に係る者に限る。）	総務部人事局職員厚生課
総務部危機対策局防災消防課	総務部危機対策局危機対策課
総務部危機対策局（参事の職務に係る者に限る。）	総務部危機対策局危機対策課
総合政策部科学 I T 振興局科学技術振興課（研究企画グループの職員である者に限る。）	総合政策部科学 I T 振興局総合研究機構運営支援室
総合政策部新幹線・交通企画局交通企画課	総合政策部新幹線・交通企画局地域交通課
総合政策部新幹線・交通企画局空港活性化推進室（新千歳空港周辺対策グループの職員及び公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により財団法人新千歳空港周辺環境整備財団に派遣している職員である者に限る。）	総合政策部新幹線・交通企画局
総合政策部新幹線・交通企画局空港活性化推進室（空港企画グループ及び新千歳空港活性化グループの職員である者に限る。）	建設部空港港湾局空港活性化推進室
総合政策部地域行政局（参事の職務に係る者に限る。）	総合政策部計画推進局
環境生活部総務課（アイヌ施策推進グループ及びアイヌ政策調整グループの職員である者に限る。）	環境生活部アイヌ政策推進室
環境生活部環境局環境政策課（地球環境グループの職員である者を除く。）	環境生活部環境局環境推進課

環境生活部環境局環境政策課（地球環境グループの職員である者に限る。）	環境生活部環境局地球温暖化対策室
環境生活部環境局環境保全課	環境生活部環境局環境推進課
環境生活部生活局くらし安全課（安全安心人権グループ及び交通安全対策グループの職員である者に限る。）	環境生活部くらし安全局くらし安全推進課
環境生活部生活局くらし安全課（消費生活安全グループ及び消費問題対策グループの職員である者に限る。）	環境生活部くらし安全局消費者安全課
環境生活部生活局道民活動文化振興課（青少年育成グループの職員である者に限る。）	環境生活部くらし安全局くらし安全推進課
環境生活部生活局道民活動文化振興課（協働推進グループ、スポーツグループ及び文化グループの職員である者に限る。）	環境生活部くらし安全局道民活動文化振興課
環境生活部生活局（参事の職務に係る者に限る。）	環境生活部くらし安全局くらし安全推進課
保健福祉部保健医療局医療政策業務課（医療政策・医務グループ及び薬務グループの職員である者に限る。）	保健福祉部医療政策局医療業務課
保健福祉部保健医療局医療政策業務課（国保運営グループ、長寿・医療グループ及び特定疾患グループの職員である者に限る。）	保健福祉部健康安全局
保健福祉部保健医療局地域医師確保推進室	保健福祉部医療政策局地域医師確保推進室
保健福祉部保健医療局健康安全室	保健福祉部健康安全局
保健福祉部道立病院管理局	保健福祉部医療政策局道立病院室
経済部商工局商工金融課（貸金業に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部くらし安全局消費者安全課
経済部産業立地推進局	経済部産業立地・エネルギー局
農政部農業経営局農業支援課（改良区指導グループの職員である者に限る。）	農政部農村振興局農業施設管理課
建設部総務課（訴訟並びに法律上道の義務（他部の主管に属するものを除く。）に属	建設部土木局道路課

者を除く。)		後志支庁地域振興部環境生活課	後志総合振興局保健環境部環境生活課
札幌土木現業所事業部道路建設課	空知総合振興局札幌建設管理部事業室道路課	後志支庁小樽道税事務所	後志総合振興局地域政策部小樽道税事務所
札幌土木現業所千歳出張所	空知総合振興局札幌建設管理部千歳出張所	後志保健福祉事務所保健福祉部	後志総合振興局保健環境部保健福祉室
札幌土木現業所岩見沢出張所	空知総合振興局札幌建設管理部岩見沢出張所	後志保健福祉事務所余市社会福祉事務出張所	後志総合振興局保健環境部余市社会福祉事務出張所
札幌土木現業所滝川出張所	空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所	後志保健福祉事務所寿都社会福祉事務出張所	後志総合振興局保健環境部寿都社会福祉事務出張所
札幌土木現業所深川出張所	空知総合振興局札幌建設管理部深川出張所	後志保健福祉事務所余市支所	後志総合振興局保健環境部余市地域保健支所
札幌土木現業所当別出張所	空知総合振興局札幌建設管理部当別出張所	後志支庁保健福祉事務所岩内地域保健部	後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室
札幌土木現業所長沼出張所	空知総合振興局札幌建設管理部長沼出張所	後志支庁産業振興部（建設指導課に係る者を除く。）	後志総合振興局産業振興部
札幌土木現業所当別ダム建設事務所	空知総合振興局札幌建設管理部当別ダム建設事務所	後志支庁産業振興部建設指導課	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課
石狩支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	石狩振興局地域政策部	後志支庁小樽商工労働事務所	後志総合振興局産業振興部小樽商工労働事務所
石狩支庁地域振興部環境生活課	石狩振興局保健環境部環境生活課	後志支庁後志農業改良普及センター	後志総合振興局産業振興部後志農業改良普及センター
石狩保健福祉事務所保健福祉部	石狩振興局保健環境部保健福祉室	後志支庁後志北部地区水産技術普及指導所	後志総合振興局産業振興部後志北部地区水産技術普及指導所
石狩保健福祉事務所石狩支所	石狩振興局保健環境部石狩地域保健支所	後志支庁後志南部地区水産技術普及指導所	後志総合振興局産業振興部後志南部地区水産技術普及指導所
石狩保健福祉事務所千歳地域保健部	石狩振興局保健環境部千歳地域保健室	後志森づくりセンター	後志総合振興局森林室
石狩保健福祉事務所児童相談部（企画調整室に係る者を除く。）	石狩振興局保健環境部児童相談室	小樽土木現業所企画総務部総務課	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課
石狩保健福祉事務所児童相談部企画調整室	石狩振興局保健環境部児童相談室企画調整課	小樽土木現業所企画総務部工事契約課	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室入札契約課
石狩支庁産業振興部（水産室に係る者を除く。）	石狩振興局産業振興部	小樽土木現業所企画総務部企画調整室	後志総合振興局小樽建設管理部事業室地域調整課
石狩支庁産業振興部水産室	石狩振興局産業振興部水産課	小樽土木現業所管理部	後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室
石狩支庁石狩農業改良普及センター	石狩振興局産業振興部石狩農業改良普及センター	小樽土木現業所事業部（道路建設課に係る者を除く。）	後志総合振興局小樽建設管理部事業室
石狩支庁石狩地区水産技術普及指導所	石狩振興局産業振興部石狩地区水産技術普及指導所	小樽土木現業所事業部道路建設課	後志総合振興局小樽建設管理部事業室道路
石狩森づくりセンター	石狩振興局森林室		
後志支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	後志総合振興局地域政策部		

	課		室蘭土木現業所事業部道路建設課	胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室道路課
小樽土木現業所蘭越出張所	後志総合振興局小樽建設管理部蘭越出張所		室蘭土木現業所苫小牧出張所	胆振総合振興局室蘭建設管理部苫小牧出張所
小樽土木現業所余市出張所	後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所		室蘭土木現業所洞爺出張所	胆振総合振興局室蘭建設管理部洞爺出張所
小樽土木現業所共和出張所	後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所		室蘭土木現業所登別出張所	胆振総合振興局室蘭建設管理部登別出張所
小樽土木現業所真狩出張所	後志総合振興局小樽建設管理部真狩出張所		室蘭土木現業所門別出張所	胆振総合振興局室蘭建設管理部門別出張所
胆振支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	胆振総合振興局地域政策部		室蘭土木現業所浦河出張所	胆振総合振興局室蘭建設管理部浦河出張所
胆振支庁地域振興部環境生活課	胆振総合振興局保健環境部環境生活課		室蘭土木現業所厚幌ダム建設事務所	胆振総合振興局室蘭建設管理部厚幌ダム建設事務所
胆振支庁苫小牧道税事務所	胆振総合振興局地域政策部苫小牧道税事務所		日高支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	日高振興局地域政策部
胆振保健福祉事務所保健福祉部	胆振総合振興局保健環境部保健福祉室		日高支庁地域振興部環境生活課	日高振興局保健環境部環境生活課
胆振保健福祉事務所苫小牧地域保健部	胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室		日高保健福祉事務所保健福祉部	日高振興局保健環境部保健福祉室
胆振保健福祉事務所児童相談部	胆振総合振興局保健環境部児童相談室		日高保健福祉事務所静内地域保健部	日高振興局保健環境部静内地域保健室
胆振支庁産業振興部	胆振総合振興局産業振興部		日高支庁産業振興部	日高振興局産業振興部
胆振支庁農業改良普及センター	胆振総合振興局産業振興部胆振農業改良普及センター		日高支庁日高農業改良普及センター	日高振興局産業振興部日高農業改良普及センター
胆振支庁胆振地区水産技術普及指導所	胆振総合振興局産業振興部胆振地区水産技術普及指導所		日高支庁日高地区水産技術普及指導所	日高振興局産業振興部日高地区水産技術普及指導所
胆振森づくりセンター	胆振総合振興局森林室		日高森づくりセンター	日高振興局森林室
胆振森づくりセンター豊浦事務所	胆振総合振興局森林室豊浦事務所		日高森づくりセンター平取事務所	日高振興局森林室平取事務所
室蘭土木現業所企画総務部総務課	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課		渡島支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	渡島総合振興局地域政策部
室蘭土木現業所企画総務部建設指導課	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課		渡島支庁地域振興部環境生活課	渡島総合振興局保健環境部環境生活課
室蘭土木現業所企画総務部工事契約課	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室入札契約課		渡島保健福祉事務所保健福祉部	渡島総合振興局保健環境部保健福祉室
室蘭土木現業所企画総務部企画調整室	胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室地域調整課		渡島保健福祉事務所松前社会福祉事務出張所	渡島総合振興局保健環境部松前社会福祉事務出張所
室蘭土木現業所管理部	胆振総合振興局室蘭建設管理部用地管理室		渡島保健福祉事務所木古内支所	渡島総合振興局保健環境部木古内地域保健支所
室蘭土木現業所事業部（道路建設課に係る者を除く。）	胆振総合振興局室蘭建設管理部事業室		渡島保健福祉事務所森支所	渡島総合振興局保健環境部森地域保健支所
			渡島保健福祉事務所今金支所	渡島総合振興局保健環境部今金地域保健支

	所	檜山支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	檜山振興局地域政策部
渡島保健福祉事務所八雲地域保健部	渡島総合振興局保健環境部八雲地域保健室	檜山支庁地域振興部環境生活課	檜山振興局保健環境部環境生活課
渡島保健福祉事務所児童相談部	渡島総合振興局保健環境部児童相談室	檜山保健福祉事務所保健福祉部	檜山振興局保健環境部保健福祉室
渡島支庁産業振興部	渡島総合振興局産業振興部	檜山保健福祉事務所北檜山社会福祉事務出張所	檜山振興局保健環境部北檜山社会福祉事務出張所
渡島支庁渡島農業改良普及センター	渡島総合振興局産業振興部渡島農業改良普及センター	檜山支庁産業振興部	檜山振興局産業振興部
渡島支庁渡島西部地区水産技術普及指導所	渡島総合振興局産業振興部渡島西部地区水産技術普及指導所	檜山支庁檜山農業改良普及センター	檜山振興局産業振興部檜山農業改良普及センター
渡島支庁渡島中部地区水産技術普及指導所	渡島総合振興局産業振興部渡島中部地区水産技術普及指導所	檜山支庁檜山南部地区水産技術普及指導所	檜山振興局産業振興部檜山南部地区水産技術普及指導所
渡島支庁渡島北部地区水産技術普及指導所	渡島総合振興局産業振興部渡島北部地区水産技術普及指導所	檜山支庁奥尻地区水産技術普及指導所	檜山振興局産業振興部奥尻地区水産技術普及指導所
渡島東部森づくりセンター	渡島総合振興局東部森林室	檜山支庁檜山北部地区水産技術普及指導所	檜山振興局産業振興部檜山北部地区水産技術普及指導所
渡島西部森づくりセンター	渡島総合振興局西部森林室	檜山森づくりセンター	檜山振興局森林室
函館土木現業所企画総務部総務課	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課	檜山森づくりセンター北檜山事務所	檜山振興局森林室北檜山事務所
函館土木現業所企画総務部建設指導課	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課	上川支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	上川総合振興局地域政策部
函館土木現業所企画総務部工事契約課	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室入札契約課	上川支庁地域振興部環境生活課	上川総合振興局保健環境部環境生活課
函館土木現業所企画総務部企画調整室	渡島総合振興局函館建設管理部事業室地域調整課	上川支庁名寄道税事務所	上川総合振興局地域政策部名寄道税事務所
函館土木現業所管理部	渡島総合振興局函館建設管理部用地管理室	上川保健福祉事務所保健福祉部	上川総合振興局保健環境部保健福祉室
函館土木現業所事業部（道路建設課に係る者を除く。）	渡島総合振興局函館建設管理部事業室	上川保健福祉事務所名寄社会福祉事務出張所	上川総合振興局保健環境部名寄社会福祉事務出張所
函館土木現業所事業部道路建設課	渡島総合振興局函館建設管理部事業室道路課	上川保健福祉事務所名寄地域保健部	上川総合振興局保健環境部名寄地域保健室
函館土木現業所松前出張所	渡島総合振興局函館建設管理部松前出張所	上川保健福祉事務所富良野地域保健部	上川総合振興局保健環境部富良野地域保健室
函館土木現業所八雲出張所	渡島総合振興局函館建設管理部八雲出張所	上川保健福祉事務所児童相談部	上川総合振興局保健環境部児童相談室
函館土木現業所江差出張所	渡島総合振興局函館建設管理部江差出張所	上川保健福祉事務所稚内分室	上川総合振興局保健環境部稚内児童相談分室
函館土木現業所奥尻出張所	渡島総合振興局函館建設管理部奥尻出張所	上川支庁産業振興部	上川総合振興局産業振興部
函館土木現業所今金出張所	渡島総合振興局函館建設管理部今金出張所	上川支庁上川農業改良普及センター	上川総合振興局産業振興部上川農業改良普及

	及センター	留萌支庁産業振興部	留萌振興局産業振興部
上川支庁南部耕地出張所	上川総合振興局産業振興部南部耕地出張所	留萌支庁留萌農業改良普及センター	留萌振興局産業振興部留萌農業改良普及センター
上川支庁中部耕地出張所	上川総合振興局産業振興部中部耕地出張所	留萌支庁留萌南部地区水産技術普及指導所	留萌振興局産業振興部留萌南部地区水産技術普及指導所
上川支庁北部耕地出張所	上川総合振興局産業振興部北部耕地出張所	留萌支庁留萌北部地区水産技術普及指導所	留萌振興局産業振興部留萌北部地区水産技術普及指導所
上川南部森づくりセンター	上川総合振興局南部森林室	留萌森づくりセンター	留萌振興局森林室
上川南部森づくりセンター富良野事務所	上川総合振興局南部森林室富良野事務所	留萌森づくりセンター天塩事務所	留萌振興局森林室天塩事務所
上川北部森づくりセンター	上川総合振興局北部森林室	留萌土木現業所企画総務部総務課	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課
旭川土木現業所企画総務部総務課	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課	留萌土木現業所企画総務部建設指導課	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課
旭川土木現業所企画総務部建設指導課	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課	留萌土木現業所企画総務部工事契約課	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室入札契約課
旭川土木現業所企画総務部工事契約課	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室入札契約課	留萌土木現業所企画総務部企画調整室	留萌振興局留萌建設管理部事業室地域調整課
旭川土木現業所企画総務部企画調整室	上川総合振興局旭川建設管理部事業室地域調整課	留萌土木現業所企画総務部企画調整室	留萌振興局留萌建設管理部事業室地域調整課
旭川土木現業所管理部	上川総合振興局旭川建設管理部用地管理室	留萌土木現業所管理部	留萌振興局留萌建設管理部用地管理室
旭川土木現業所事業部（道路建設課に係る者を除く。）	上川総合振興局旭川建設管理部事業室	留萌土木現業所事業部（道路建設課に係る者を除く。）	留萌振興局留萌建設管理部事業室
旭川土木現業所事業部道路建設課	上川総合振興局旭川建設管理部事業室道路課	留萌土木現業所事業部道路建設課	留萌振興局留萌建設管理部事業室道路課
旭川土木現業所士別出張所	上川総合振興局旭川建設管理部士別出張所	留萌土木現業所羽幌出張所	留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所
旭川土木現業所富良野出張所	上川総合振興局旭川建設管理部富良野出張所	留萌土木現業所遠別出張所	留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所
旭川土木現業所美深出張所	上川総合振興局旭川建設管理部美深出張所	宗谷支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	宗谷総合振興局地域政策部
留萌支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	留萌振興局地域政策部	宗谷支庁地域振興部環境生活課	宗谷総合振興局保健環境部環境生活課
留萌支庁地域振興部環境生活課	留萌振興局保健環境部環境生活課	宗谷保健福祉事務所保健福祉部	宗谷総合振興局保健環境部保健福祉室
留萌保健福祉事務所保健福祉部	留萌振興局保健環境部保健福祉室	宗谷保健福祉事務所鷺泊社会福祉事務所出張所	宗谷総合振興局保健環境部鷺泊社会福祉事務所出張所
留萌保健福祉事務所天塩社会福祉事務所出張所	留萌振興局保健環境部天塩社会福祉事務所出張所	宗谷保健福祉事務所利尻支所	宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所
留萌保健福祉事務所天塩支所	留萌振興局保健環境部天塩地域保健支所	宗谷保健福祉事務所浜頓別支所	宗谷総合振興局保健環境部浜頓別地域保健

	支所	網走保健福祉事務所保健福祉部	オホーツク総合振興局保健環境部保健福祉室
宗谷支庁産業振興部	宗谷総合振興局産業振興部	網走保健福祉事務所遠軽支所	オホーツク総合振興局保健環境部遠軽地域保健支所
宗谷支庁宗谷農業改良普及センター	宗谷総合振興局産業振興部宗谷農業改良普及センター	網走保健福祉事務所紋別社会福祉事務出張所	オホーツク総合振興局保健環境部紋別社会福祉事務出張所
宗谷支庁稚内地区水産技術普及指導所	宗谷総合振興局産業振興部稚内地区水産技術普及指導所	網走保健福祉事務所遠軽社会福祉事務出張所	オホーツク総合振興局保健環境部遠軽社会福祉事務出張所
宗谷支庁礼文地区水産技術普及指導所	宗谷総合振興局産業振興部礼文地区水産技術普及指導所	網走保健福祉事務所北見地域保健部	オホーツク総合振興局保健環境部北見地域保健室
宗谷支庁利尻地区水産技術普及指導所	宗谷総合振興局産業振興部利尻地区水産技術普及指導所	網走保健福祉事務所紋別地域保健部	オホーツク総合振興局保健環境部紋別地域保健室
宗谷森づくりセンター	宗谷総合振興局森林室	網走保健福祉事務所児童相談部	オホーツク総合振興局保健環境部児童相談室
稚内土木現業所企画総務部総務課	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課	網走支庁産業振興部	オホーツク総合振興局産業振興部
稚内土木現業所企画総務部建設指導課	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課	網走支庁網走農業改良普及センター	オホーツク総合振興局産業振興部網走農業改良普及センター
稚内土木現業所企画総務部工事契約課	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室入札契約課	網走支庁東部耕地出張所	オホーツク総合振興局産業振興部東部耕地出張所
稚内土木現業所企画総務部企画調整室	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室地域調整課	網走支庁中部耕地出張所	オホーツク総合振興局産業振興部中部耕地出張所
稚内土木現業所管理部	宗谷総合振興局稚内建設管理部用地管理室	網走支庁西部耕地出張所	オホーツク総合振興局産業振興部西部耕地出張所
稚内土木現業所事業部（道路建設課に係る者を除く。）	宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室	網走支庁網走地区水産技術普及指導所	オホーツク総合振興局産業振興部網走西部地区水産技術普及指導所
稚内土木現業所歌登出張所	宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所	網走支庁網走地区水産技術普及指導所東部支所	オホーツク総合振興局産業振興部網走東部地区水産技術普及指導所
稚内土木現業所礼文出張所	宗谷総合振興局稚内建設管理部礼文出張所	網走東部森づくりセンター	オホーツク総合振興局東部森林室
稚内土木現業所利尻出張所	宗谷総合振興局稚内建設管理部利尻出張所	網走西部森づくりセンター	オホーツク総合振興局西部森林室
網走支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	オホーツク総合振興局地域政策部	網走西部森づくりセンター遠軽事務所	オホーツク総合振興局西部森林室遠軽事務所
網走支庁地域振興部環境生活課	オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課	網走土木現業所企画総務部総務課	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課
網走支庁北見道税事務所	オホーツク総合振興局地域政策部北見道税事務所	網走土木現業所企画総務部建設指導課	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設
網走支庁紋別道税事務所	オホーツク総合振興局地域政策部紋別道税事務所		

	行政室建設指導課		所
網走土木現業所企画総務部工事契約課	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室入札契約課	十勝保健福祉事務所児童相談部	十勝総合振興局保健環境部児童相談室
網走土木現業所企画総務部企画調整室	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室地域調整課	十勝支庁産業振興部	十勝総合振興局産業振興部
網走土木現業所管理部	オホーツク総合振興局網走建設管理部用地管理室	十勝支庁十勝農業改良普及センター	十勝総合振興局産業振興部十勝農業改良普及センター
網走土木現業所事業部（道路建設課に係る者を除く。）	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室	十勝支庁南部耕地出張所	十勝総合振興局産業振興部南部耕地出張所
網走土木現業所事業部道路建設課	オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室道路課	十勝支庁北部耕地出張所	十勝総合振興局産業振興部北部耕地出張所
網走土木現業所北見出張所	オホーツク総合振興局網走建設管理部北見出張所	十勝支庁東部耕地出張所	十勝総合振興局産業振興部東部耕地出張所
網走土木現業所紋別出張所	オホーツク総合振興局網走建設管理部紋別出張所	十勝支庁十勝地区水産技術普及指導所	十勝総合振興局産業振興部十勝地区水産技術普及指導所
網走土木現業所斜里出張所	オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所	十勝森づくりセンター	十勝総合振興局森林室
網走土木現業所遠軽出張所	オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所	十勝森づくりセンター足寄事務所	十勝総合振興局森林室足寄事務所
網走土木現業所興部出張所	オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所	十勝森づくりセンター大樹事務所	十勝総合振興局森林室大樹事務所
網走土木現業所女満別空港管理事務所	オホーツク総合振興局網走建設管理部女満別空港管理事務所	帯広土木現業所企画総務部総務課	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
網走土木現業所オホーツク紋別空港管理事務所	オホーツク総合振興局網走建設管理部オホーツク紋別空港管理事務所	帯広土木現業所企画総務部建設指導課	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課
十勝支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	十勝総合振興局地域政策部	帯広土木現業所企画総務部工事契約課	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室入札契約課
十勝支庁地域振興部環境生活課	十勝総合振興局保健環境部環境生活課	帯広土木現業所企画総務部企画調整室	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室地域調整課
十勝保健福祉事務所保健福祉部	十勝総合振興局保健環境部保健福祉室	帯広土木現業所管理部	十勝総合振興局帯広建設管理部用地管理室
十勝保健福祉事務所新得支所	十勝総合振興局保健環境部新得地域保健支所	帯広土木現業所事業部（道路建設課に係る者を除く。）	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室
十勝保健福祉事務所広尾支所	十勝総合振興局保健環境部広尾地域保健支所	帯広土木現業所事業部道路建設課	十勝総合振興局帯広建設管理部事業室道路課
十勝保健福祉事務所本別支所	十勝総合振興局保健環境部本別地域保健支	帯広土木現業所鹿追出張所	十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所
		帯広土木現業所大樹出張所	十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所
		帯広土木現業所足寄出張所	十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所
		帯広土木現業所浦幌出張所	十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所
		釧路支庁地域振興部（環境生活課に係る者	釧路総合振興局地域政策部

を除く。)	
釧路支庁地域振興部環境生活課	釧路総合振興局保健環境部環境生活課
釧路保健福祉事務所保健福祉部	釧路総合振興局保健環境部保健福祉室
釧路保健福祉事務所標茶支所	釧路総合振興局保健環境部標茶地域保健支所
釧路保健福祉事務所児童相談部	釧路総合振興局保健環境部児童相談室
釧路支庁産業振興部	釧路総合振興局産業振興部
釧路支庁釧路農業改良普及センター	釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター
釧路支庁釧路地区水産技術普及指導所	釧路総合振興局産業振興部釧路地区水産技術普及指導所
釧路森づくりセンター	釧路総合振興局森林室
釧路森づくりセンター音別事務所	釧路総合振興局森林室音別事務所
釧路土木現業所企画総務部総務課	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課
釧路土木現業所企画総務部建設指導課	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課
釧路土木現業所企画総務部工事契約課	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室入札契約課
釧路土木現業所企画総務部企画調整室	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室地域調整課
釧路土木現業所管理部	釧路総合振興局釧路建設管理部用地管理室
釧路土木現業所事業部（道路建設課に係る者を除く。）	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室
釧路土木現業所事業部道路建設課	釧路総合振興局釧路建設管理部事業室道路課
釧路土木現業所厚岸出張所	釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所
釧路土木現業所根室出張所	釧路総合振興局釧路建設管理部根室出張所
釧路土木現業所弟子屈出張所	釧路総合振興局釧路建設管理部弟子屈出張所
釧路土木現業所中標津出張所	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所

釧路土木現業所中標津空港管理事務所	釧路総合振興局釧路建設管理部中標津空港管理事務所
根室支庁地域振興部（環境生活課に係る者を除く。）	根室振興局地域政策部
根室支庁地域振興部環境生活課	根室振興局保健環境部環境生活課
根室保健福祉事務所保健福祉部	根室振興局保健環境部保健福祉室
根室保健福祉事務所中標津社会福祉事務所出張所	根室振興局保健環境部中標津社会福祉事務所出張所
根室保健福祉事務所中標津地域保健部	根室振興局保健福祉部中標津地域保健室
根室支庁産業振興部	根室振興局産業振興部
根室支庁根室農業改良普及センター	根室振興局産業振興部根室農業改良普及センター
根室支庁根室地区水産技術普及指導所	根室振興局産業振興部根室地区水産技術普及指導所
根室森づくりセンター	根室振興局森林室

3 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

空知支庁産業振興部商工労働観光課主査（雇用対策に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課雇用対策係長
空知支庁産業振興部商工労働観光課労働係長	空知総合振興局産業振興部商工労働観光課主査
札幌土木現業所企画総務部総務課総務係長	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課主査
札幌土木現業所企画総務部総務課管財係長	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課主査
函館土木現業所企画総務部総務課総務係長	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課主査
函館土木現業所企画総務部総務課管財係長	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課主査
小樽土木現業所企画総務部総務課総務係長	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課主査

小樽土木現業所企画総務部総務課管財係長	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設行政課主査
旭川土木現業所企画総務部総務課総務係長	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課主査
旭川土木現業所企画総務部総務課管財係長	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設行政課主査
留萌土木現業所企画総務部総務課総務係長	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課主査
留萌土木現業所企画総務部総務課管財係長	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設行政課主査
稚内土木現業所企画総務部総務課総務係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課主査
稚内土木現業所企画総務部総務課管財係長	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設行政課主査
網走土木現業所企画総務部総務課総務係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課主査
網走土木現業所企画総務部総務課管財係長	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設行政課主査
室蘭土木現業所企画総務部総務課総務係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課主査
室蘭土木現業所企画総務部総務課管財係長	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設行政課主査
帯広土木現業所企画総務部総務課総務係長	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課主査
帯広土木現業所企画総務部総務課管財係長	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課主査
釧路土木現業所企画総務部総務課総務係長	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課主査
釧路土木現業所企画総務部総務課管財係長	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設行政課主査

- 4 この規則による改正後の北海道行政組織規則（以下「改正後の規則」という。）第35条の規定にかかわらず、改正後の規則第39条第1項の産業振興部の事項第10号に掲げる事務のうち、この規則の施行の際現に幌加内町の区域において行っている道営農業農村整備事業に係る事務であって知事が定めるものについては、当該事業が完了するまでの間に限り、

空知総合振興局が所掌する。この場合において、改正後の規則別表第1の6の表空知総合振興局産業振興部北部耕地出張所の項中「沼田町」とあるのは、「沼田町 幌加内町」と読み替えるものとする。

- 5 改正後の規則第35条の規定にかかわらず、改正後の規則第39条第1項の建設管理部の事項各号に掲げる事務のうち、幌延町の区域における道路、河川及び砂防に係る事務であって知事が定めるものについては、平成22年度に限り、留萌振興局が所掌する。この場合において、改正後の規則別表第1の9の表留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所の項中「天塩町」とあるのは、「天塩町 幌延町」と読み替えるものとする。

